

第七十一回国 参議院農林水産委員会會議録第五号

平成二十一年四月二日(木曜日)
午後一時開会

委員の異動

三月二十五日

辞任

山田 俊男君

補欠選任

山崎 正昭君

三月二十六日

辞任

山崎 正昭君

補欠選任

山田 俊男君

三月二十七日

辞任

山崎 正昭君

補欠選任

山田 俊男君

三月三十日

辞任

山崎 正昭君

補欠選任

山田 俊男君

主 演

了 君

補欠選任

山田 俊男君

風 間

昶 君

補欠選任

山田 俊男君

出席者は左のとおり。

委員 長

平野 達男君

理 事

郡 司 彰君

委員

高橋 千秋君

加治屋義人君

佐藤 昭郎君

岩 本 司君

小川 勝也君

大河原雅子君

金子 恵美君

亀井亜紀子君

主 演

了 君

姫井由美子君

舟 山 康江君

委員以外の議員

発 議 者

郡 司 彰君

発 議 者

青 木 愛君

米 長 晴信君

国務大臣

農林水産大臣

石 破 茂君

副大臣

農林水産副大臣

近 藤 基彦君

大臣政務官

農林水産大臣政務官

野 村 哲郎君

事務局側

常任委員会専門員

鈴木 朝雄君

政府参考人

内閣法制局第一部長

山 本 庸幸君

金融庁総務企画局参事官

居 戸 利明君

総務省自治行政局公務員部長

松 永 邦男君

厚生労働大臣官房審議官

坂 本 森男君

厚生労働省労働基準局勤労者生活部長

氏 兼 裕之君

農林水産省経営局長

高 橋 博君

中小企業庁経営支援部長

数 井 寛君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農業協同組合法等の一部を改正する法律案(第七百七十四回国会都司彰君外四名発議)(継続案件)

○特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(平野達男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、内閣法制局第一部長山本庸幸君外六名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平野達男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平野達男君) 農業協同組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明につきまして、前国会におきまして既に聴取いたしておりますので、これより直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○主 演 了 君 主 演 了 君 主 演 了 君 主 演 了 君

一つの政策あるいは一つの施策を講ずるに当たりましては、一般的にその必要性あるいは効果、お金が掛かる場合はその財源について十分に検討しなければいけないと、こういうふうについてお話しします。今回、農協法等について、特定の政党のために利用してはならない旨の規定を設けようとしておりますけれども、その必要性及びその効果、さらにはなぜ今この時期に改正しなければならないのか、まず伺いたいと思います。

○郡司彰君 御質問いただきましたこととさせていただきます。特定の政党のために利用してはならない旨の規定を設けようとしておりますけれども、その必要性及びその効果、さらにはなぜ今この時期に改正しなければならないのか、まず伺いたいと思います。

○主 演 了 君 総論的にはやや分かったような感じがします。あと具体的な関係もちょっとだけ触れていただいておりますが、もう少し具体的に触れていただきたいというふうに、こう思うんですが、

果、さらにはなぜ今この時期に改正しなければならないのか、まず伺いたいと思います。

結局、この度改正をしようとしているその特定の政党のために利用してはならないと、こういう規定にどのような行為が抵触をし、具体的にですね、どのような行為が抵触をし、どのような行為が抵触しないのか、これを具体的に示していただきたいと思っています。

○委員以外の議員(青木愛君) お答えします。

御質問いただきました、まず抵触する行為でございますが、例えば消費生活協同法における政治的中立の規定につきまして、厚生労働省が該当する行為について通知を出しております。

その内容には、まず、組合の機関において特定の政党又は候補者の支援を決定すること、また、機関誌等、組合が発行する印刷物によって特定の政党又は候補者の推薦等を行うこと、さらに、組合が管理する施設において特定の政党又は候補者のポスター等を掲示することや、特定の政党又は候補者の選挙運動のために組合が管理する施設等を提供すること等が挙げられております。この法案におきましても、これらが抵触する行為の典型例に当たると考えております。

次に、抵触しない行為でございますが、農協等の事業目的の達成に資する農政等に関する意見表明ですとか国会への陳情、また立法活動の提案などが挙げられると考えております。

○主濱了君 大体分かりましたけれども、これはまた後でお伺いをしたいと思います。

それでは、今の話にもあつたんですけれども、農協等が自らの事業目的を達成するために必要な政策を取り入れようとする政党と密接な関係を持つこと、これは特定の政党のために利用してはならないの規定に反するの反しないのか、これが第一点、それからもう一つ、農協等、協同組合と離れて別に政治団体を結成をしまして特定の政党を支持する行動、行為を行うこと、これらは今御提案の規定に私は反しないと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員以外の議員(青木愛君) まず最初の御質問ですが、たとえ農協等の事業目的の達成に資する

政策を積極的に取り入れようとする政党でありまして、特定の政党と密接な関係を持つことは、やはり節度を保ちませんと、様々な思想信条を持つ組合員に混乱と分裂をもたらすとともに組織に対する誤解や偏見を生みまして組織の健全な活動に阻害する懸念が生じることから、農協等が政党を利用しているからといってこの規定に反しないとは言えないと考えます。

さらに、二点目の農協等と離れて別に政治団体を結成し、特定の政党を支持する活動を行うことが今回の規定に反するかどうかという御質問についてでございますが、農協等と別に政治団体を結成したとしても、その政治団体の行動に対する農協等の関与の仕方や程度を基に判断することになると考えます。

具体的には、政治活動の資金が農協等から出されているかどうか、その活動において農協等の名前が使われているかどうか、政治団体の事務所が農協等の施設内に設置されているかどうかなど、個別具体的な事実から総合的に判断されるべきと考えます。

以上でございます。

○主濱了君 それでは、実際に既に現行法上に政治的中立に関する規定があるわけですので、それを通じていろいろ伺っていきいたいと考えております。

まず第一に、厚生労働省所管の消費生活協同組合法に特定の政党のために利用してはならない、また労働金庫法の中に政治的中立でなければならぬ旨の規定が置かれております。その置いた理由、なぜ置いたのか、そしてその経緯あるいは背景、これについてまず厚生労働省からお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(坂本森男君) 私の方から消費生活協同組合法についてお答え申し上げます。

生協法は、昭和二十三年に、一定の地域又は職域において、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とする相互扶助組織として創設されたものでございます。このような生協

の本旨から、生協が政治問題に組織としてかわることは、生協に対する誤解や偏見を生み、消費者の生協への参加を阻害し、ひいては生協の本来の目的達成を困難にするおそれ強いので、生協法の第二条第二項において、消費生活協同組合は特定の政党のために利用してはならないと規定されたものでございます。

○政府参考人(氏兼裕之君) 労働金庫についてお答え申し上げます。

労働金庫につきましては、労働金庫法第五条第三項におきまして、「その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。」旨規定されておりますが、この規定は昭和二十八年の法制定当時から置かれていたものでございます。

この規定が設けられた背景等につきましては、この労働金庫法が議員立法であるため必ずしも私も明らかでないところはございますが、労働金庫は労働金庫法制定前の昭和二十五年から、当時は労働金庫法がなかったものですから、中小企業等協同組合法に基づく信用組合として設立されたという経緯がございます。その後、労働金庫法ができてから労働金庫に転換したと、そういう経緯がございます。その当時におきまして、中小企業等協同組合法第五条第三項におきまして、「組合は、特定の政党のために利用してはならない。」という規定が置かれていたという経緯が一つございます。

それから、当然、労働金庫は経済団体でありまして政治団体ではないため、政治に関与し、これに進出することはその目的とすることではないといった観点から、中小企業等協同組合法と同趣旨の規定が設けられたものと認識しておるところでございます。

○主濱了君 ありがとうございます。

続きまして、経済産業省所管の中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律、さらには商工会議所法、それから商工会法並びに商店街振興組合法にそれぞれ、特定の政党のために利用してはならない旨の規定が置かれておりま

す。この規定が置かれたその理由、経緯、背景、これについて経済産業省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(数井寛君) お答え申し上げます。

中小企業協同組合法は昭和二十四年に制定されておりまして、政治的中立の規定につきましても当初からこの規定がございます。

これは、中小企業等の相互扶助組織である組合が、例えば特定の政党による介入を受けたり、あるいは特定の政党への傾斜が強めたりすることによりまして、当該組合の自主的な経済活動が阻害される事態であるとか、あるいは組合員が政治的見解の相違によって相互に排斥し合つてその人的基盤が弱体化するといった、こういった事態を防止することを目的として組合が特定の政党のために利用されてはならないという理由からこの規定が入ったものであるというふうに承知しております。

○主濱了君 ありがとうございます。

今、厚生労働省とそれから経済産業省の方からそれぞれ政治的に中立でなければならない旨の規定の置いた理由等について伺いましたが、この件について、内閣法制局、何か御意見があれば、御見解があればお伺いしたいんですが、ありませんか。

○政府参考人(山本庸幸君) お答えいたします。

お尋ねの件につきましては、所管の経済産業省及び厚生労働省からいただいたお答えになったとおりでございますが、私ども内閣法制局といたしましては、これに特に付け加える材料を持ち合わせているわけではございません。

○主濱了君 ありがとうございます。

それでは、次、農林水産省にお伺いしたいんですが、今二省の方からお答えいただきましたとおり、お聞きのとおりでございます。消費生活協同組合や中小企業等協同組合法につきましては、特定の政党のために利用してはならない旨の規定が置かれております。一方、農協法それから水産業協同組合法あるいは森林組合法にはこれまで特

定の政党のために利用してはならない旨の規定が置かれてはおりません。これはなぜなのか、この辺の経緯それから理由、背景について伺いたいと思います。

○政府参考人(高橋博君) 御指摘のとおり、消費生活協同組合法あるいは中小企業協同組合法には特定の政党のために利用してはならない旨の規定、あるいは労働金庫法では政治的中立でなければならぬ旨の規定があるのに対して、農業協同組合法、これは昭和二十二年でございす。それから森林組合、これは二十六年の森林法が根拠法ですが、現状では五十三年に全面的にこの根拠法が変わって今森林組合法になっておりますけれども、その森林組合、それから水産業協同組合、二十三年の法律。それから、そのほかにはこの耕作組合法、これは昭和三十三年の法律。それから金融関係では信用金庫法というように、協同組合法制でありまして今のような政治的中立規定が置かれていないものがございます。いずれも五十一年以上前に創設されたものでありまして、基本的にはすべての協同組合法制を通じて統一的に規定されたものではないというふうに承知しております。

農協法等、立法過程におきましてこのような政治的中立が規定されなかったということについて、一般的に申し上げますと、それぞれの制度が、その創設時におきまして、それぞれの組織をめぐむる状況を踏まえてこのような規定を置く必要性があったのかどうか個々に判断された結果、たというふうに判断をしているところでございます。

なお、先ほど申し上げましたように、比較的新しい立法例といたしまして、森林組合につきましては、当初は昭和二十六年制定の森林法を根拠にしておりましてけれども、昭和五十三年に森林組合法として改めて規定を直しております。その際にも、このような政治的中立の規定を置かないままに、衆参両院におきまして全会一致で成立をしているところでございます。

○主濱了君 時代、五十年以上も昔にと、こうい

うふうなお話ありましたけれども、実は平成に入ってから、例えばNPO法人であるとか例えば地方自治法上の地縁団体であるとか、こういうものについては政治的中立の規定が入っております。ですから、五十年前、たからといって入らなくていいと、そういうことにはまずはないというふうに思いますが、これは後でまたお話をさせていただきますかと思ひます。今の答弁はまず納得はできません。

それで、次にまた厚生労働省の方にお伺いしたいんですが、厚生労働省では、特定の政党のために利用してはならない、あるいは政治的中立でなければならぬこの規定に基づいて、実際に消費生活協同組合や労働金庫にどのような指導あるいは措置をしているのか、これについて伺いたいと思ひます。これが第一点ですね。

それから、先ほど発議者からの答弁にちよつと触れられておりましたけれども、厚生労働省は国政選挙ごとに協同組合に対して協同組合の政治的中立の確保に関する通知を発出している、こういうことでございますが、どのような考えからこういうふうな通知を発出しているのか、併せてお伺いをいたします。

○政府参考人(坂本森男君) 先ほどもお答え申し上げましたが、生協は組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とし、民主的方法により運営される相互扶助組織であるという考え方でございます。

このような生協の本旨から、厚生労働省といたしましては、生協の政治的中立の確保を図るため、国政選挙や統一地方選挙に關しまして、機関誌、チラシその他組合が発行する印刷物によつて、特定の政党又は候補者の推薦等を行つたり、特定の政党又は候補者の選挙運動のために、組合が管理する施設、車両、備品等を提供してはならないという、そういう旨の通知を発出したしましてその趣旨の徹底を図っているところでございます。

○政府参考人(氏兼裕之君) 労働金庫についてお

答え申し上げます。

労働金庫につきましては、労働金庫に対する立入検査に当たつての確認事項という通達を社団法人全国労働金庫協会理事長あてに出してございまして、労働金庫法九十四条一項で準用する銀行法二十五条に基づきまして、定期的、これはおおむね二年に一度程度でございすけれども、立入検査を行っているところでございます。また、日々の指導におきまして政治的中立の確保を随時確認しているところでございます。

私どもとしましては、この検査等によりまして労働金庫については政治的中立性が保たれているものと認識しておりますが、今後とも労働金庫の政治的中立の立場が堅持されるよう努力していきたいと思ひます。

○主濱了君 次は、経済産業省にお伺いしたいと思います。

特定の政党のために利用してはならない旨のこの規定に基づきまして、関係団体に対してどのような指導あるいは措置を講じているか、これについてお伺いをいたします。

○政府参考人(数井寛君) お答え申し上げます。

衆議院総選挙等国政選挙の際に、私どもから、政治的中立の保持に關します法律の趣旨を尊重し、遺漏なきを期すとともに、各所管団体の周知徹底を図るよう指導しております。

○主濱了君 大分、厚生労働省それから経済産業省共に、国政選挙の都度しっかりと対応していただいていると、こういうふうな認識でございまして、これに對しまして、農林水産省、いかがでしようか。国政選挙の際、協同組合に対して特に政治的中立に關して何か対応しているか。対応しているのあれば、その内容及び理由についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(高橋博君) お尋ねの農協等についての国政選挙の際の指導でございすけれども、農林水産省といたしましては、国政等の選挙の際に農業協同組合等に対して政治活動に關して

の特段の指導は行つておりません。これは、農業協同組合等につきましては、それぞれの現行の各個別法におきまして、立法以来政治的中立の確保に關する規定がない中で、その協同組合の目的の達成のために行う政治活動につきましては、一般の他の法人と同様、農協等の自主的な判断により、公職選挙法あるいは政治資金規正法等に抵触しない限り認められるということによるものでございす。

○主濱了君 端的に申し上げます。端的にお答えをいただきたいんですが、要するに個別法の中に政治的中立を要請する規定がないからやらないと、こういうことなんでしょうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(高橋博君) 御指摘のとおりでございます。

○主濱了君 じゃ、ちよつと話題を変えます。

また同じことでお伺いしたいと思ひんですが、ちよつと話題を変えまして、昭和四十一年の六月十日、ちよつと古いんですが、古くからいってこれはどうのこうのということじゃないと思ひます。昭和四十一年六月十日の商工委員会での農林省の答弁要旨であります。農協等は、明文上ないが、政治的中立の原則の上に立つて運営されるべきものと考えております。また、同委員会での、今度は内閣法制局なんですけれども、この同じ委員会の中で内閣法制局の答弁要旨は、ただいま農林省が答弁したところに従つて解釈をし、法を運用すべきである、私の方も当然だと思ひますと、こういうふうな答弁をしております。

一方におきまして、平成十三年の六月二十一日、これは衆議院の方の、衆議院の農水委員会、武部大臣の答弁、これですが、中央会も法律により法人格を付与された組織であり、他の法人と同様、目的遂行に資する限りにおいて政治活動を行うことは認められておると考えています。このため、公職選挙法や政治資金規正法に反しない範囲で政治活動を行うことは、目的の遂行に資する

限りに認められるものと考えられるものであります。先ほど来いろいろ答弁いただいております。

先ほど来いろいろ答弁いただいております。中小企業等協同組合法第五条の三、「組合は、特定の政党のために利用してはならない。」と、こういったような規定、解釈から見ても、経済産業省は今のこの武部大臣の答弁をどのようにお感じになるか。もしあればお答えをいただきたいと思っております。

○政府参考人(数井寛君) お答え申し上げます。

政治的中立規定の有無又はその解釈、運用につきましては、それぞれ各法律ごとに個別に判断されるべきであると考えております。

○主濱了君 それでは、同じ質問です。

この武部大臣のこの答弁について、やはり同様の規定を担当しております厚生労働省はどのように考えるか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(坂本森男君) 協同組合原則の原則につきましては、生協法におきましても加入の自由が規定されているところでございます。昭和二十三年の生協法の制定時におきまして、生協は一定の地域又は職域による一般消費者の相互扶助組織であることを考慮いたしまして、当時の協同組合原則の状況を踏まえ、政治的中立の規定を盛り込んだところでございます。その他の各協同組合法の政治的中立規定の有無につきまして、それぞれの制度の創設時に、各組織をめぐる状況に基づき個々に判断された結果と理解いたしております。

現在におきましては、政治的中立規定の有無については各法律ごとに個別に判断されるべき問題であると考えているところでございます。

○主濱了君 厚生労働省には大変申し訳なく思っております。質問通告しないで質問をしてしまいました。

では、内閣法制局。内閣法制局は今の質問について、武部大臣の答弁についてどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(山本庸幸君) お答えいたします。

私も実はただいまの二省の答えと同じようなものでございまして、一般論でございますが、ある種の法人について政治的中立性に関する規定を法律上置くべきか否かは、その法律の目的等に照らしてそれぞれ判断すべきものと考えております。

○主濱了君 それでは、農林水産省にお伺いをいたします。

昭和四十一年、先ほど申し上げました昭和四十一年の政治的中立の原則の上に立つて運営されるべきと、このような答弁が一つあります。一方において、平成十三年の公職選挙法や政治資金規正法に反しない範囲で政治活動を行うことは、目的の遂行に資する限りにおいて認められると、こういった武部大臣の答弁があります。

同じ農林省とそれから農水省と、この中で答弁が大きく変わっていると思えます。まず、その変化の認識があるのかどうか。こういうふうに変わっているのと、答弁の内容が変わっているという認識があるのかどうか、まずお伺いをいたします。

○政府参考人(高橋博君) 昭和四十一年当時の答弁と先ほどの平成十三年における武部大臣との答弁との間では、私どもの運用について差があるというふうに認識しております。

○主濱了君 それでは、四十一年は政治的中立の原則の上に立つて運営されるべきとはっきり言っていますよね。ここから変わった理由というのは何ですか。認識した以上は理由があるはずですが。

○委員(平野達男君) 大臣答弁ですけれども事務局に答弁させていいんですか、これは。いいんですか、はい。高橋経営局長。

○政府参考人(高橋博君) かなり詳しい事実経過でございますので、私の方から御答弁させていただきます。

最初の昭和四十一年の国会答弁でございますけれども、これは四十一年六月十日、衆議院の商工委員会におけます当時の農林省からの答弁でございます。

います。これにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、農協法については立法以来政治的中立に關します規定がないということについて、農協は特定の政党のために利用してはならないという条項がないということについて問われた際に、当時、国際協同組合同盟、これは各国の協同組合組織の国際的組織でございますけれども、ここで定めておりました協同組合原則において、当時の協同組合原則には政治的中立がうたわれていたこと、これがまず第一点でございます。それから二点目といたしましては、いわゆる法人の政治活動、これは別に協同組合に限りません、一般の株式会社等の普通法人も含めてでございますけれども、法人が個人と違つて政治活動の自由を有しているかどうかということについては、議論が当時ございました。このような状況を踏まえまして、当時、明文の規定がない農協法についての農林省におけます行政運用の考え方として、このような時代背景を踏まえて答弁を申し上げたものであります。

一方、その後、昭和四十一年九月に、先ほどの国際協同組合同盟の協同組合原則が改正されております。協同組合は、政治に対して必要又は適切な態度を取るための自由がなければならないということ、それまでの政治的中立の条項が除外されております。また、昭和四十五年六月には、法人は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進し又は反対するなどの政治的行為をなす自由を有するとの最高裁の判例が示されたわけでございます。

このような事態を踏まえまして、農林水産省といたしましては、先ほど来申し上げております法律上明文の規定がないという農協法の行政運用については、以降、農協がその目的の達成に資する限りにおいて行う政治活動については、他の一般の法人と同様、公職選挙法や政治資金規正法に抵触しない限り認められ、農協の自主的な判断にゆだねられるべきものという立場を取りまして、武部大臣の答弁にまで至っているものでござい

ます。

○主濱了君 今の御見解には私は反対であります。

どこが反対なのかというと、確かに、一九三七年の組合原則、ここでは第五原則に政治的中立が含まれておりました。ただ、一九六六年、この政治的中立が削除されました。ただ、削除されても、これ、第一原則の自由加入制の中で、協同組合の組合員であることは自由意思によるべきであり、組合のサービスを利用することができ、かつ組合員としての義務を負う意思のあるすべての者に対して人為的な制限、すなわち、どんな社会的、政治的な又は宗教的な差別もしないで認められなければならない、こういうことで自由に入れると、政治的な差別なく入れると、こういうことであります。すべての人に開かれていくわけであり

しかし、加入した組合自体が、まあ政治的な制限なく入れるんですが、加入した組合自体が政治的に中立でないとするれば、これは大変なことですよ。まさにその組合員の一人である人は、意に反した権利を有し、意に反したサービスを受け、意に反した負担を強いられる、こういう場合があるわけですよ。ですから、私は今の見解にはもう全く反対であると、こういうふうに申し上げておきたいと思ひます。

更に話を続けてみたいと思ひます。同じく、同じ答弁なんですが、今度は答弁者変わりました。平成十九年一月三十一日の参議院の本会議であります。同僚の谷議員の、農協は、協同組合法に基づき、組合員農家のため最大の奉仕をすることを目的とする非営利団体ですと。中略、このような公益性の高い法定団体が特定の候補者を応援する政治活動を行うことは、農協法の趣旨に反すると同時に、農協の中立性への信頼を失いかねないと言わざるを得ません、こういった質問に對しまして、当時の松岡農林水産大臣、農協組織につきましては、農業生産力の増進及び農業者の経済的地位の向上を図ることを目的

とする団体であり、このような目的の達成に資する限りにおいて行う政治活動については、他の法人と同様、公選法や規正法に抵触しない限り認められるものと認識していると、こういった同じような、武部大臣と同じような答弁がなされております。

この中で一つだけ、この他の法人と同様にと言っていますが、この他の法人というのはどういうものを指しているんでしょうか。

○政府参考人(高橋博君) 御指摘の十九年一月三十一日の参議院本会議におけます各議員に對します当時の松岡大臣の答弁内容におけます他の法人でございます。

これは先ほど申し上げましたが、昭和四十五年六月の最高裁判決において、いわゆる法人一般につきまして、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進し又は反対するなどの政治的行為をなす自由を有すると示されたことを受けまして、政治活動の制限についての明文の規定がないものを除いて、農協についても政治活動の自由を有するという行政運営の考え方を示したものでございます。

すなわち、同判決におきましては、憲法に定める国民の権利及び義務の各条項は、性質上可能な限り、内国の法人にも適用されるものであるという論旨を示した上で、株式会社についても政党に對する政治資金の寄附の自由を導き出しているものでございます。

このことから、当時的大臣におけます他の法人とは、特に法律上の制限がなされていない限りにおいて、広く一般の内国の法人を念頭に置いたものでございます。

○主濱了君 これも納得できませんね。

それでは伺います。農協とか漁協とか、それから森林組合の公益性があるのかどうか。そして農協とか漁協とか、それから森林組合の存在の意義、これをどう考えていますか。

○政府参考人(高橋博君) 農協、漁協、森林組合等でございますけれども、それぞれ、農業、水産

業及び森林の生産力の増進並びに農業者、漁業者、森林所有者等の経済的社会的地位の向上を図ることを目的といたしました、これらの方々によります協同組織と認識しておるところでございます。

そのような意味で、他の協同組合と同様、民間の協同組合という認識でございます。

○主濱了君 また重ねて伺います。それでは、生活協同組合あるいは中小企業等協同組合、ここには政治的な中立の文言が入っております。これとどう違うのか、これをお答えいただきたいと思ひます。

○委員長(平野達男君) だれに對する質問ですか。

○主濱了君 これは農林水産省にお答えをいたしたいと思ひます。

○政府参考人(高橋博君) それぞれの協同組合につきましては、それぞれの社会的経済的実態、それから諸情勢の要請等を踏まえた上でその設立に至り、そして現在においてもそれぞれ独自の社会的存在として活動されているものというふうに認識しております。

○主濱了君 それでは、質問にはないんですけれども、土地改良区についても同様にお考えでしょうか。農林水産省、お願いします。

○政府参考人(高橋博君) お尋ねの土地改良区でございますけれども、これは協同組合ではございません。基本的には公法人という形で、加入、脱退等の自由も、またこれについては加入強制というような制限がなされておりますし、また三分の二強制というような事業執行の特殊な状況を有している法人でございます。私どももいたしましては協同組合とは違つた組織という認識を持っております。

○主濱了君 次は、先ほどの答弁に戻ります。松岡農水大臣の答弁の中で、「このような目的の達成に資する限りにおいて行う政治活動については、一と、こういうふうに通つておりますけれども、この政治活動をどのようにとらえているのか、この答弁の中で政治活動をどのようにとらえているのか。選挙活動とどう違うのか、あるいは選挙活動だったらどうなのか。この辺についてお伺いをいたしたいと思ひます。農林水産省、お願いします。

○政府参考人(高橋博君) 御指摘の農協等の政治活動でございますけれども、先ほど申し上げましたように、農協等は、農業生産力の増進、農業者の経済的社会的地位の向上を図る、そういったことを目的とする団体でございます。したがって、このような組織が行います政治活動等につきましても、このような組織の目的の達成に必要な政治活動というふうに通つておられるところでございします。当然のことながら、法律の範囲内で行われる政治活動であるということが必要でございます。

なお、政治活動等につきましては、具体的なお尋ねでございますけれども、政治活動等については、お尋ねにつきまして、私どももいたしましては、公職選挙法等、あるいは政治資金規正法等の政治活動ということについてお答えするような立場にないことは御容赦いただきたいと思ひます。

○主濱了君 この松岡大臣の答弁、この答弁の内容といたしますか趣旨といたしますか、この考え方は現在も変わつていないと、こういうことでよろしいんでしょうか。農林水産省、お願いいたします。

○政府参考人(高橋博君) 変わつておりません。

○主濱了君 もう一つだけ。先ほどお話のあつたとおり、この松岡大臣の答弁は政治活動に限定した答弁であるというふうに通つておられますけれども、これは選挙活動の場合でも是認できる答弁の内容だとお考えでしょうか。農林水産省、お願いします。

○委員長(平野達男君) 委員長から質疑者に申し上げます。政府委員にばかりずつと質問してありますけれども、今回の趣旨は議員立法で提案してありますから、大臣もおりますし、副大臣もおりますし、政

務官もおります。質問の内容等勘案してのことがありと思ひますが、是非その辺も勘案していただきたいと思ひます。

○政府参考人(高橋博君) 先ほどお答えいたしました公職選挙法あるいは政治資金規正法上の政治活動あるいは選挙活動の定義についてのお答えは、私どもとしては差し控えていただきたいと思つておりますけれども、先ほど来から申し上げておるように、農協等の活動につきまして、政治的な活動については、公職選挙法あるいは政治資金規正法等の法律規制、そのようなものに抵触しない限りは認められるということでございます。

○主濱了君 それでは、またここでちょっと話題を変えたいと思ひますが、今度は経済産業省の方にお伺いをいたしたいと思ひます。

これは平成十七年の五月十七日、衆議院の財金委員会の馬淵委員に對する佐藤政府参考人の答弁でありますけれども、中小企業等協同組合法第五条の三、「組合は、特定の政党のために利用してはならない。」のこの趣旨につきましての答弁であります。中小企業等の相互扶助組織である組合が、例えば特定の政党による介入を受けたり、あるいは特定の政党への傾斜を強めたりすることによつて、当該組合の自主的な経済活動が阻害される事態であるとか、あるいは組合員が政治的見解の相違によつて相互に排斥し合つてその人的基盤が弱体化するといった、こういう事態を防止することを目的として組合が特定の政党のために利用されてはならないということを規定したものと承知していると、こういうふうな答弁がなされておりますけれども、この答弁に変更はありませんでしょうか。

○政府参考人(数井寛君) 委員御指摘の中小企業等協同組合法に關しましての考え方の答弁については、変更はございません。

○主濱了君 これはまた質問通告していないで大変恐縮ですが、この政治的中立規定を所管をしていると、こういうことで、厚生労働省の方に今度伺いたいんですが、同様の、今、私が申し上げ

ましたその政治的中立について、これについて厚生労働省はどのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(坂本森男君) 政治的中立につきましては、先ほど申しましたけれども、各協同組合法の政治的中立の規定の有無ということにつきましては、制度の創設時において個々に判断されたものというふうに考えております。

○主濱了君 大臣にお伺いしたいと思います。

今までも、結局、それぞれ目的は違っても同じ協同組合という、一つのですね、同じ協同組合というその原則の下にあると考えられる、協同組合はそう考えられるわけですね。特定の政党のために利用してはならない、又は政治的に中立でなければならぬ、こういう点については、私は扱いを異にする必要はないのではないかと、同じ協同組合ですから、そういうふうには私に思うわけでありませう。

したがって、農協法等関係法律に協同組合は政治的に中立でなければならぬと、こういう規定を置くことは協同組合として何ら問題はない、逆にむしろ置くべきであると、私はこう考えますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 先ほど来政府参考人からお答えを申し上げておりますが、現行の農協法にはその立法以来、明文として政治的中立の規定がございません。このような中で、農協がその目的の達成に資する限りにおいて、ここが大事なんだと私は思っているんですが、その目的の達成に資する限りにおいて行う政治活動については、一般の法律と同様、公職選挙法や政治資金規正法に抵触しない限り認められてきたところでございます。

そうすると、今回、新たに政治的中立規定を設けることにつきまして、現に農協等有している政治活動の自由に新たに制限を付加するということになるわけでございます。これを是とするか非とするか。明文上規定がない、そしてその目的の

達成に資する限りにおいて行う政治的活動ということがあって、そうであるにもかかわらず新たに制限を加えるということが農協の活動においていかなるプラスになるのかということなんだろうと私は思っております。

それはそれぞれの価値判断なんだとは思いますが、私として、明文に規定がない、そして政治資金規正法、公職選挙法に抵触しない限り認められたものに新たに制限を課すということについては、私は慎重な判断があつてしかるべきだということに判断をいたすところでございます。

○主濱了君 ありがとうございます。

重ねてお伺いをしたいと思います。現に消費生活協同組合法あるいは中小企業等協同組合法に政治的中立の規定があります。これをいかにお考えでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) それは、そのときの立法趣旨に基づいて判断をされたということでございます。まして、農林水産省としてそのことについてどうあるかということにつきましてはお答えするだけの権能を私どもは持ちません。

○主濱了君 今、現に農協法等の一部改正法案が提案をされております。そして、今審議中であります。これについてはいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 先ほど一番最初の御質問にお答えをしたとおりということになろうかと思ひます。

それに加える組合員に対して、何か不当な制限が加えられるか。どうも委員の御質問は、私の聞き方が悪いのかもしれませんが、例えばどこか特定の、どこでもいいんですが、政党を支持している。ほかの政党を支持される方がその組合におられて、何か不当な制限、制約というものを受けるのだろうかということなんだと私は思っています。そこにおいて何ら差別的な取扱いというのはなされると思っております。そうすると、農協がその目的達成に資する限りにおいてそういう活動をするということに否定的に考える積極的な根拠が、これは私の個人的な考えでございます。

が、なかなか理解し難いところではございます。

○主濱了君 御見解としてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(山本庸幸君) 一般論で恐縮でございますが、それを先ほど申し上げまして、それを協同組合について当てはめると、それぞれの根拠法の目的や組合の活動の内容、それから組合員のニーズ、それぞれ異なるわけでございますので、一概に協同組合法人の政治的中立性について一律にこれを規定しなければ協同組合としての均衡上問題があるとは考えておりません。

いづれにせよ、お尋ねはすぐれて立法政策の問題でございますから、私どもの方からは答弁を差し控えたいと思っております。

○主濱了君 以上で終わります。

○岩永浩美君 自由民主党の岩永浩美です。

今日、農協法の一部改正案が提案をされました。私はこの委員会にずっと所属をしていて、民主党の議員さんと農業政策について余り変わった意見というのにはなかったんですね。しかし、今回なぜか農協法の一部改正ということについて、何でこれほどまでに違った提案をなさるのか、少々私は疑問に思っているんです。現実的に、二十二年度に農協の制度創設があつて、六十一年の歳月が過ぎていくんですね。そして、その中に政治活動の自由も認められてきたんですよ。なぜ現時点で新たな規制を設ける必要があるのか。何か民主党の議員さんには全然応援しないで自民党ばかり応援しているから、この際、選挙を間近に控えたんで、何とかここで民主党にも応援しろということであろうという提案をしておられるのか。そういう趣旨だとすれば私はおかしいと思うんですね。

現実的に、農協というのは大体営農指導とかやっぱ生活指導とかそういうものをずっとやってきているんですね。なぜ今ここで制度の改正又は付加して中立を求めるなんてことを書かなきゃ

いけなくなつたのか、そこら辺の理由をいま一度教えてもらいたいと思うんですね。

○郡司彰君 六十年にわたりました。これまで政治活動をしてきたではないかと、改めて今なぜそのようなことをいうようなことかなというふうに思っております。

まず、先ほど来からの話にもございましたけれども、昭和二十二年にこの法律ができ上がったということは、これは岩永委員もよく御存じのことだろうというふうに思っております。そして、そこに対して、ほかの協同組合では設けられていない規定がなぜ農協協同組合に対してはないんだというところからの話もまたあつたのではないかなというふうに思っております。

もう岩永委員御存じのことでございますけれども、いわゆる戦前の産業組合法に基づく、あるいは農会というような組織の在り方から、これは戦時中はまた変わりました。農会会というふうな戦時経済の下で、あるいは統制経済の下での行政の下請としての運動とか活動というものが何年かございました。その後、戦争が終戦をした、敗戦をしたというところの中で、これまでと違った統治体制の下で、いわゆる進駐軍の下での農政改革と農村の民主化というふうなことが行われてきたんだらうというふうに思っております。その中で一番最初に、この協同組合の関連でございます。二十二年に農協協同組合法というものができ上がったわけでありませうけれども、まさに先ほど申し上げた農政改革と農村の民主化というものを主にしたところのGHQの部局というものがこの法案をまとめたんでないかという答弁、これは私自身の勝手な考え方ではなくて、先ほど来から言っております四十一一年の六月の政府の答弁、農林水産省の答弁として当時はそのようないことがあつたということについてはまず申し上げておきたいなというふうに思っております。

したがって、そのような形の中でこれまで運動をしてきた。私どもも、当たり前のことでございませうけれども、協同組合そのものは事業と活

動を行う、事業と運動を行うということについては何の異論もございません。それが農政活動という形で行われていることについても何ら異論を挟むものではございません。そのことが場合によっては政治的な中立を損ねるような形になるとすれば、それはゆゆしき問題であって、これはなさるべきではない。

それから、直近の話でいいますと、十六年のときの農協法の改正ということがございましたが、そのときも私もその趣旨で申し上げたのでありますけれども、国が農協との関係を自立をなさうというような中身の法律改正の中身であったんではないかなと、このように思っております。したがって、それは本来農協同組合そのものが自ら行うべきところを法律で先に直された、私はそのときにも、政治的な中立というものが一緒に議論をされてしかるべきだと、このように申してきたところでございまして、急に昨今になってということではなくて、以前からの思いとして、農協同組合という中にも政治的中立というものがあつてしかるべきだというふうに思ってきたところでございます。

○岩永浩美君 先ほど主濱先生から、それぞれの協同組合の中における政治的中立を入れるかどうかということについて、それぞれの役所にお聞きになりました。その折に、それぞれの制度創設時に個々の事情に基づいて入れたり入れなかったりということはお説明があつたと、御理解をいたしたいと思う。元々横並びではないんです。先ほど大臣からも御答弁いただいたけれども、農協の場合には、そういう時点でその必要がないという前提で政治的中立ということが入っていないんです。

今、発議者の郡司先生かな、やっぱり農家の自立を求めていく一つの過程の中でそういう議論があつたかもしれない。しかし、まだ私は農家が独自で自立できる段階までなっていないと私は思います。農協団体は、農協団体というより農家は、私、そういう政策実現のために農家の営

農指導並びに生活改善等々について農協団体が、与党である、今私どもも与党ですね、あるいは皆さん方が与党になるかもしれない、政策実現のために与党により多く、野党の皆さん方よりも意見を聞く機会が非常に多い。そのことが皆さん方にとって政治的中立を保っていないんじゃないかという、そういうことに映っているとしたら、そのことによってこつちの意見も聞けと、いろいろな意見を言い合う。

特に私は、あの戸別所得補償のときに皆さん方が提案をされた、あれは多くの皆さん方、多くの農家の皆さんのやっぱ評価を受けたんです。そのとき皆さん方だつて農協団体にも随分行つていろいろ話をしてくられたと思います。農家の皆さん方にも話をされたと思います。直接お聞きをしていく過程の中でこれだつて言われた。だから、それぞれの地域の中で民主党の議員さんすくく応援をする人もおられるだろう。自民党の議員さんすくく応援する人もおられるだろう。同じ自民党の中でも、農協団体としてこの人はやっぱ同じ与党であつても疎遠だと思ふ人もおられると思うんです。

私は長い間陶磁器組合の理事長をずっとしてきます。私は商工の団体の役職をずっと数多くしてきました。そんな中で、やっぱ政治活動というのは団体でするんじゃないと政治連盟、そこでちゃんとやっぱやっています。それをなぜここでこういうことをまたぞろ、横並びでもなかったのに今ここでそういうことを言わなきゃいけないのか、甚だ私はおかしき思うわけ。

例えば、さきに成立した金融機能強化法案、あのときだつて衆議院の附帯決議の中で中立を付加されましたね、付記されました。これは当然のことです。当然のこと。それから、中小企業団体、売手と買手、生協なんかについて売手と買手があります。銀行は貸し手と借り手がある。そこに思想的にちよつと違うからとかそういうことで判断されたんじゃない、身もふたもないことは言うまでもない。そこは保たなきゃいけないことです。

ね。

しかし、農協中央会が果たしている役割というのは、それぞれの個々の農家の皆さん方の生活をやっぱ守っていくこと。そして、自給率を高めていくために個々の農家をばらばらにして本当にそれだけのことが出来ますか。私は、やっぱ中央会の皆さん方が、それぞれの地域ごと、ブロックごと、県別、同じ県の中でも四ブロックも五ブロックも分かれた、その一つの施策が違ひますよ、そういう指導をしていたらいいことが農協の一つの役割なんですね。

私は余り有名な人から、県の東部の方に引つて職員の人知らない人もたまにいます。今こゝろ辺では何がありますかと、ああ、こつちの畜産農家に行つて今どんなもんですかというの聞いて回ります。そういう政治活動をしていく過程の中で要請活動というのは数多く出てくるんです。

逆に、私は労働組合とかそういうところ余りお呼びじゃないから行かないですね。その人たちが余り聞かないんですよ、いろいろな要望というの。皆さん方の方がよく聞くだろう。しかし、それだからといって、労働組合の皆さん方がほかのところ、皆さん方のところへ行かれたら政治的中立性を保てないじゃないかなんて言つたことないな。

私はやっぱ、中央会の皆さん、農協中央会がそういう活動を通してやっている政治活動、政治活動というよりも日ごろの政治活動をしていく過程の中でその要請活動が多くなつてくること。やっぱ必要なんで、農協自体で、私は今まで選挙九回やりました、九回、地方議会からね。九回やつたけど、農協の組織でやつてませんよ。農政連でやつてます。それを何か二重縛りみたいなことでまたそれをやつてというようにことをやること自体が私はおかしいと思うんだけど、それはどう思いますか。

○郡司彰君 今お話を伺つておまして、まさに

その最後のところが大事なところだなというふうに思つております。個々のケースについて何県のどこのというような話をするつもりはありませぬし、岩永先生のところ、議員のところはまさにそのような形でちゃんと仕方がされているんだらうというふうに思つております。

私もこれまで伺つているところによりまして、例えば農協の名簿を使つて選挙のようなものを出したりするのではない、あるいは建物という農協全体の財産のところに特定の政党のポスターや特定の候補者のポスターを張るというような形がどうなのだろうか。これは、やはり検討をしていただかなければいけない問題があるのではないかなというふうに思つております。

それから、余計なことですが、私も、委員の方から労働組合という話がございました。これは私の今日のところの範疇ではございませんけれども、労働組合の関係につきましては、四十三年の福岡高裁の判決を始めてしまして、四十三年の最高裁判決など、政治運動を妨げるものではないという判決が労働組合については確定しているんではないかというふうに思つておまして、今回のところと直接の関連でということにはならないのではないかなと思つております。

○岩永浩美君 私も労働組合のことを言おうと思つていんじゃないんです。今先生言われたけど、民主党さんの看板ね、看板、森林組合の事務所の前に張つてあつたりしていますよ。

○郡司彰君 個々のどここの何々という話をこの場で私も余りするつもりはないのであります。ただ、そのような形で今回決まつて、訓示規定であるともやはりそういうものは改めていこうということになれば、先ほど言つたような政治連盟というものの財産であればそれは結構でございますし、そのような形の区分けというものをはりしていくということももちろん求められてくるんだらうというふうには思つております。

○岩永浩美君 私は、個々の問題では言いたくないと言われたけど、個々の問題でそういう民主党

さんを御支持いただいている農協もあれば、森林組合も水産組合もあるんですね。だから、そういう形で自主的に本当にやっぱ人間関係のコミュニケーションが深くなっているところは、民主党さんであったり共産党さんを支持したりしているところありますよ。それを何か、与党がそのことを縛りを掛けて一方ばかり引く張っているような誤解を与えるような、今またここで中立を求めるなんてこと自体が本当におかしいと思うんですね。

特に、二〇年代において協同組合の国際機関の国際協同組合同盟が定める協同組合原則に政治的中立は規定されていたが、一九六六年の同盟の大会でこれは除外されている、このような経緯があるんですね。

そういう点で、政治的中立を設けることが妥当かということ、まずそこを聞くんだけど、その中で議論された際に、削除していくときに、協同組合はそれ自身の経済上の主義をもって立派に定義付けられる経済的利益を代表する運動であるから、それが党争の題目であるしにかかわらず、性質上政治的である政府が行うこととの関係を避けることはできない、政治に対して誤りを警告して苦情を訴えていく特権を自ら否定することは想像もできないという、そういう一つの議論がなされているんですね。

だから、今そういうことを言つて、中立を入れておかないと、何か与党にばかり利するようなことをしているんじゃないかなんてせんさくは余りしない方がいいと思う。コミュニケーションが深ければ深いほどやっぱりそこをお願いをするというところは当然出てくることなんですから、それについて私はどう思うかということが一点。

そして、ここの中に農事組合法人も入るんですね。

○郡司彰君 まず、前段のところのお話をさせていただきたいと思っております。

リ大会で項目の中に政治的な中立というものが入っております。確かに、委員が言われましたように、四十一年、一九六六年の大会ではその文言が削除されたような形になっております。

問題は、その三年前の大会が行われたということがあります。ポーンマスの第二十二回大会ですが、かね、というのが行われましたが、この時期、背景というものがございまして、このときにセントロソウズという協同組合、これソ連の協同組合でございまして、そこが次回の大会までに議論をして見直しをしようではないかというようなことがございまして、これ、時代背景も、委員も御存じのとおり、社会主義という国が誕生をして、まさに協同組合が産業革命から勃発をした資本主義という中の矛盾というものを解決をする組織として生まれた。そういうような運動をする中で、社会主義の国の協同組合というものはもうそういうものをすべて止揚をしたんだと。だから、一党の下で、政党と一緒に、国家と一緒にやっていつて何の違和感もないんだと、当たり前なんだというような議論があつて、先ほど言われた一九六六年のウィーンですね、ウィーンの大会におきましてまた変わったということなんです。

しかし、私が問題にしているのは、協同組合の中は、この議論は非生産的だということであるんではなくて、この議論を糧にして生産的に協同組合というものの脱皮を図っていくんだという中で新たな原則というものを作ってきたんです。そして、今現在は一九五五年の新しい七項目ということになっておりますけれども、その第一項目の公開性の問題、それから第四項目の自主自立というような中において、まさに度々この文言として使われるロッヂデールの原則というものは生かされる形で、発展をした形に入っているというような認識でございまして、私も今回の提案をしているということでございます。

それから、農事組合法人が入っているかということでございますけれども、これを含めております。

○岩永浩美君 農事組合法人と協同組合と同一に考えているわけですね。

○郡司彰君 ただいまの農事組合法人の関係でございまして、農事組合法人につきましては、我が国の農業の実情からして、一気に農業生産工程の全部を協同化して法人に移行するということよりも、農業機械の共同所有でありますとか、あるいは共同利用施設の設置等の農業生産工程の一部についての初歩的な協同をしているというように理解をしております。したがって、農事協同組合よりも簡便な方法、形で法人格を得ることができる協同組織としての制度として設けられたものと承知をしております。

こうした農事組合法人の制度ができた経緯からしましても、また農事組合法人の目的が構成員の共同の利益の増進を図るものであることからしても、農事組合法人は農業協同組合の簡易版とも言えることができることであるから、今回の法案では、農事組合法人についてもその政治的中立を規定することとしたものでございます。

これまで述べてきたとおり、今回の法案で設けることとする政治的中立の規定は、組織が特定の政党による介入を受けた組織として特定の政党への傾斜を強めたりすることを制限するものでありまして、農政等に関する意見表明、国会への陳情、立法活動の提案など、いわゆる農政活動を制限するものではないということも加えさせていただきます。

○岩永浩美君 農事組合法人は何人から構成すると理解していますか。三人から農事組合法人はできるんですよ。これは農協の、農協というよりも協同組合の組織とは違いますよ。これは個人ですよ。これは協同組合じゃなくて協業ですよ。これは個人ですよ。

○郡司彰君 一応、参加の資格、構成員の資格として、農民、それから農業協同組合というふうなものも入りましょし、農地保有法人というのか、そういうものも構成成員としてなっているんだというふうな思っております、少ない人数からでき

るということも承知をしておりますけれども、今回の場合には加えさせていただいております。

○岩永浩美君 協同組合が入った農事組合法人というのは何がありますか、じゃ。

○郡司彰君 数についてはいま承知をしております、後ほど、調べてお答えをします。

○岩永浩美君 農事組合法人は個人でやって、今、集落営農の中で担い手を中心にしてやったり企業が参入したりして、生産から販売までという、そういう一つの付加価値を付けるために農事組合をつくっている人はいますよ。あるいは大豆を作つて農事組合があり、加工する農事組合法人がある、異業種からの参入もある。

これは協同組合とは全然質が違いますよ。個人の集合ですよ。個人の集合を何であんなは協同組合と一緒にするんですか。

○郡司彰君 重ねての答弁になるような形になりますけれども、農事組合法人の制度ができた経緯からしましても、また農業協同組合の目的が構成員の共同の利益の増進を図ることであることとからしましても、この法人につきましては協同組合、農業協同組合の簡易版というような解釈ができるのではないかと、そのようなことに加えていただいているものでございます。

○岩永浩美君 さっき、農業協同組合と一緒になつてやつていた農事組合法人が幾らあるか分からないと、こう言われる。少なくとも、今幾ら、私自身も分からない。

農事組合法人というのは、通常、それぞれの地域の中において同業の人、その人たちの三人から五人ぐらい、あるいは十人ぐらいになっている部署もあるでしょう。人数については私は言いませんよ。少なくとも、農協とか信用金庫とか信用組合とか、同じような取扱いをこの中で縛るということはおかしいですよ。

○郡司彰君 委員の言わんとする実態については、話を聞いていても分かりません。

ただ、私どもの理念としましては、これも委員にとつては大変口幅つたい言い方になるかもしれ

ませんけれども、そもその協同組合の発足そのものが二十八人という数字でございました。それが多いか少ないかというようなもちろん論点もあらうかと思えますけれども、私どもの思いとすれば、先ほど来から申し上げているようなことでございまして、その実態を、大きくなっても包含できるような考え方としてのことでもって今回提案をさせていただいております。

○岩永浩美君 今先生からもお話があったように、当初は二十八人だった。しかし、実態が伴わないから三人以上で認めるようになったんですね、農事組合は。

それなら、実態が合うようになったときに農事組合は入れればいいじゃないですか。ここでの農事組合法人は外しなさいよ。

○郡司彰君 岩永委員からの、もしかすると温かい御提案かな。農事組合法人を離すという協議が調えば、全会一致というふうなことになります。これは考えても結構なんですよ。私も、今日のところの審議の中で私ども今その時間を与えられてはいないのかなというふうにも思っております。

○岩永浩美君 私は、それを外して全会一致で賛成というわけじゃない。法案そのものが欠陥だから、私はおかしいと言っているんですよ。法案そのものがおかしいから、欠陥だから、私はおかしいと言っているんですよ。もし、これを取り下げなかったら、それを外さなかったら、私は退席しますよ。

○郡司彰君 立法の趣旨は先ほど来から申し上げているようなことではないです。したがって、今回のことにつきましては、その趣旨をもって農事組合法人については含めるというふうなことで御理解をいただきたいというふうに思っております。

○岩永浩美君 私はね、ここで議論して、その趣旨を理解して、後に憂いを残すことはしたくない。欠陥です。個人の集まりなんです。思想、良心を侵すことになりますよ。農事組合法人は外

さなければ、あなた、おかしくなります。私は、それを外せないというなら退席します。

○郡司彰君 度々のお尋ねでございすけれども、経緯については先ほど来から申し上げているところでございます。

法律上も、農協法において農事組合法人については議決権の平等が定められ、またその配当についても、事業の利用分や払込み済みの出資の額に応じてしなければならぬとされているなど協同組合として遵守すべきルールと同様のルールが定められていると、こういうような形でもって、私、先ほどから農協協同組合の簡易版ではないかというふうなことを申し上げてまいりました。

こうしたことから、本質的には協同組合としての性質を有しているのではないかと、実態としても、その数をもつて性質を変えようということではないのかなというふうにも思っております。

○岩永浩美君 農事組合法人のやつについては、先ほどから私も言っているように、それぞれの地域の中における同業の士、同じ生産をしている人、あるいは付加価値を付けてやっていく、異業種からの参入等々を含めてやっていくと、普通の協同組合とは趣を異にするんですよ。実際は、そういう趣を異に、協同組合とですよ、それを一緒にくたにして、ほかのやつばり信用組合や農協や、あるいは森連や水産組合と同じ形の取扱いをし、それを縛りを掛けるなんてこと自体は法案がおかしいんですよ。

それ、これ以上言ってお互いに平行線、そしてここで採決するというなら、私は審議を先に終えて、私は退席します。

○郡司彰君 私はそれはちよつとおかしいのでは、本人ちよつといないんであれですけど、意に沿わない法案のときを退席するという形だと通常の委員会そのものが成り立たなくなる可能性もございすんで、これは私どもの答弁の問題ではなくて同じ党の皆様方で検討をいただくこと

ではないかなというふうに思っております。

○委員長(平野達男君) 議事録をちよつと止めてください。

(速記中止)

○委員長(平野達男君) 速記を起してしてください。

委員長から一言申し上げます。

この委員会はいろんな見解の相違を議論する場です。意見の違いがあるからといって退席をしますと委員会が成立いたしませんので、以後このようないろんな問題をお断り申し上げます。

○岩永浩美君 質問の範囲で戻ってまいりましたので、御理解をいただきたいと思いますが、

まずは、先ほど来お話をさせていただいているように、この法案そのものにいろいろな問題があり、欠陥の法案だと私は思っています。

また、先ほど来いろいろ議論をさせていただいた問題等々も十分に審議をし、そしてまたつまびらかにしながら、もつといい法案に作り上げていくべきだと私は思うし、一番当初私が申し上げましたように、民主党の議員さんと農業政策について余り変わりがない議論を今までしてきただけに、今回の法案について、こういう意見の違いが出た法案が出されるということに対して大変不快な思いをいたしております。

以上で私の質問を終わります。

○牧野たかお君 続いて質問させていただきます。

先ほど改正案の条文についての説明ございましたけれども、今回の改正案は、農林中金、農協、漁協等の設立法の中にそれぞれは、それぞれというのは今申し上げた農林中金とか農協とか漁協とかそういうことでございますけれども、それぞれはこれを特定の政党のために利用してはならないという条文を入れるというのが今回の改正でございます。先ほどそういうことの、政治的中立についての御説明ありましたけれども、よく私にはちよつと理解できなかったものですから、どういうことを具体的に指しているんでしょうか、もう一度御説明

をお願いしたいと思います。

○委員以外の議員(米長晴信君) お答え申し上げます。

具体的に申し上げますと、例えば組合の機関として特定の政党又は候補者の支援を決定するようなこととか、あるいは、組合の機関誌等で印刷物によつて特定の政党又は候補者の推薦という掲示をすること、また、組合の管理の施設に特定の政党又は候補者のポスター又は看板を立てる等の行為、若しくは組合が管理する施設そのものを例えば選挙活動のために利用するというようなことでございます。

○牧野たかお君 そうすると、今お話をされた以外に、例えば職員の問題だったり、それと組織的にどういことが政治的中立ではないということになるのか、要は私はちよつと定義がかなりあいまいだと思えますけれども、それについてどう思いますか。

○郡司彰君 先ほど来、厚生労働省の通達等がありましたので、お話をしたことが主でございますけれども、具体的に例えればこのところどういふふうなことになるんだと。もし、法人といいますが、それと個人と、自然人というのか、そういう形の違い、組織と個人というものが区別を考えた方がよろしいのではないかなというふうに思っております。例えば農協そのものの持ち物であるというふうなものについて、それをそのまま特定の選挙あるいは政治活動という政治的なものに使うというのは好ましくないだろう。それ以外の形で、個人々々が思想信条の自由に基づいていろいろな活動、行動をすることについては何ら差し支えがないということが大きな分かれ目になるうかというふうな思っております。

○牧野たかお君 ちよつと具体的なことで事例を出して聞きますけれども、農協の施設なんか今、例えばそういう政治関係者が借りる場合、賃貸料とかお金を払って借りるケースになっておると思えますけれども、そういった場合も政治的中立が保てないことになるんですか。

○郡司彰君 例えばホール、会議室等がありまして、それを時間が余っているときにはほかの団体にもお貸しをしているところが多々あるかというふうに思っております。その場合に何が問題になるかといいますと、この団体には貸すけれども、この団体には貸さないというふうな区別をすることなく、時間があつて空いている分には申込順に順次使わせるといふような形であればそれはどこが使おうと構わない、お金を払つてということになるかと思ひます。しかし、時間があつてもここは貸さない、時間がなくてもここは無理に空けるとかというふうなことはやつてはいけないことだといふふうにこれまでの話の中では確認をしているところだと思ひます。

○牧野たかお君 それは常識的な範囲内の話で、わざわざ規定をするようなものではないと私は個人的には感じます。

組合員です、ね、農協にしても漁協にしても森林組合にしても、そういう組合員の方はもう本当に個々の方で、元々政治信条は個別ばらばらだと思ひますけれども、今回の出されている趣旨でいきますと、その組合員まで政治的中立を求めるものなんです。

○委員以外の議員(米長晴信君) この改正案の中ではあくまでも農協としての組織を規定して、個々人の政治信条あるいは政治活動等を縛るものではなくございませぬ。

ただし、個人としての、例えば農協の幹部がその名において農協を利用するとか、あるいは政治団体をつくつてその政治団体の名において事実上農協の先ほど申し上げた具体例等で利用するということであれば、抵触する可能性もあるということとございませぬ。

○牧野たかお君 そちら辺が私は今回の改正案といふのは非常にちよつとあいまいというか抽象的で、どこからどこまでが政治的中立かというのがこれ定義がでないんじゃないかというふうには思ひます。

それで、政治団体のことも先ほど青木発議者が

説明されましたけれども、政治団体、まあ農協の場合は農政連、政治連盟ですね、各、大体漁協にしても森林組合もそうだけれども、そういう政治連盟をお持ちで、政治連盟の政治活動まで規制するといふのは、後ほど聞こうと思ひていましたけれども、私は、憲法二十一条の要は政治活動の自由までを阻害することになるんじゃないかと思ひますけれども、いかがですか。

○委員以外の議員(米長晴信君) これは先ほど申し上げましたけれども、政治団体あるいは個人の政治活動を縛るものではないと思ひますので、そこは政治団体をつくつて、その政治団体のいかなる政治活動をも縛るものではないということとございませぬ。

○牧野たかお君 先ほど青木発議者の説明だと、資金が要するに農協だつたり漁協だつたり、そういう団体から出ていたり、またそういう施設を使つたり、そして所在地がそういうところに、農協、漁協とか森林組合とか、そういう中に所在地がある場合は、政治団体としての活動は、これはやつてはいけないというふうな、そういう趣旨の私は説明として受けたんですが、今の米長さんのお話とちよつと違うんじゃないかと思ひますけれども。

○委員以外の議員(青木愛君) 今回の改正案は、そういうすべての政治活動を一切否定するといふものではないと思ひますので、ただ先ほど私がお答えをさせていただきましたものは、おっしゃれるとおり、農協と離れて政治連盟、政治団体を結成してそこがやればいいのではないかと、そうではないかと、やはりその中身を精査する必要があるのではないかと、いふふうには思ひます。

団体は別であつても、やはりそれが一体化した活動としてとらえられる可能性があるかといふふうには思ひますので、先ほど申し上げたように、その政治連盟の政治活動の資金が農協から出ていたりとか、あとは例えば、その活動において農協の名前そのものが使われていたりとか、政治団体の事務所が農協の中にあつたりとかとい

うことを、様々なそうした事実を総合的に考えて判断すべきではないかといふふうには思ひます。

○牧野たかお君 政治団体というのは、政治団体の届出をして、政治活動が許されている団体ですよ。その、要するに農協と農政連は全く別の団体なんですよ。その別の政治団体まで規制するといふのは、私は法律上できるのかなと思ひますけれども、いかがですか。

○委員以外の議員(米長晴信君) この法律では、政治団体は一切規定しておりません、縛りは規定しておりません。あくまでも農協組合法に基づいて、農協という組織が政治的に中立であるべきといふことを規定しているものであつて、農協の組織員の一部が政治団体をつくつて、そこで政治活動をする分には一切この法律には縛られることなくといふこととございませぬ。

○牧野たかお君 そういうことではないですね、理解させていたいていいですね。はい、分かりました。

それでは、対象法人の性格、今回の改正案の対象法人の性格について、私、先ほどから伺つているところによりまして、農協を例に出していいと思います。農協法でいいますと、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図ることを目的とする団体といふふうに規定されておりました。さつき主審委員の質疑の中でも政府答弁がありましたように、要は、この目的の達成のために、政治資金規正法と公職選挙法に違反しなければ政治活動は認められているというのが政府見解で、やり取りありましたけれども、最終的には政府見解だと思ひます。もうそれは今日もそういうお答えがありましたんで。

今回、こういう政治的中立性を求めるということからいいますと、じゃ今までに具体的に設立目的に反するような政治活動の行為が実際にあつたんでしようか。さつきちよつと伺ひましたけれども、ポスター張つた張らないという、そういうレベルの話でいうと、全国八百の農協があります

んで、どっかの何か所ぐらい、八百の農協があつて、支所までいつたら多分何千、何万ぐらいあるでしょうから、そういう一つの例えば、分かりませんけれども、そんなことで私は本来の設立目的に反していることにはならないと思ひますけれども、その重大な過去の、要はそういう目的に反した政治活動の例があるかないか、お答えをお願いしたいと思ひます。

○郡司彰君 耳にしていることは幾つかございませぬ。しかし、それをこの場でそのまま口にしていものやらどうやらということを考えるようなところもございませぬ。

例えば、ある政党の管理職の方は、このJAについては、あるいはこの連合会については全員入会をしないといふようなことが行われていたりといふことも聞いたことがございませぬ、その他いろいろございませぬけれども、私自身が声を掛けられたといふことではなくて、その掛けられた本人からは聞いておりますけれども、例えばの例で申し上げますと、そのようなことも聞いております。

○牧野たかお君 はつきりしないといふことだと思ひますが、仮に、もし今の話が仮にあつたとしても設立目的には反していませんよ。要するに、農業者の社会的経済的地位の向上をするために、そういう党員になつた方がいいという判断で、もしそれを、強制的というのはいささか難しいですが、入つていただけないかというの、私は何にも設立目的に反する行為ではないと思ひますが、いかがでしょう。

○郡司彰君 それも、だがどの立場で言つたかといふことによつて異なるのではないかなといふふうには思ひますので、管理職という区切り方であれば多分に職位上の問題でなされたんだらうと。これは私は今回の趣旨からすると逸脱をするんではないかなといふふうにも思ひます。

それから、これは当たり前なこととございませぬけれども、例えば自らの農業協同組合がそのよう

私は、先ほど来から申し上げておりますのは、そのような趣旨にのっとつて行ふ、自らが規定をしているというところを私どもはそのことをきちんとしていくことが、協同組合間協同その他のこれからの協同組合の在り方にとっては望ましい第一歩だろうというふうに思っているところであります。

それで、過去の事例で政治的中立を求められている法人とすると、労働金庫を例に出しますけれども、今農協とか漁協とかそういうところの過去の、それじゃ大きな、要は政治資金規正法とか公営職選挙法に触れないものはあつたかという、具体的にないわけですよ。

第八部

農林水産委員会会議録第五号

平成二十一年四月二日

【参議院】

この政治的中立が守れなかったということとは私は特殊なやつぱり元々の法人としての性格があるからだと思いますけれども、何でこんなことが起きたのか。じゃ、ちよつと金融庁に伺つてみます。

○政府参考人(居戸利明君) お答え申し上げます。

○政府参考人(居戸利明君)

お答え申し上げます。

この結果、各労金及び協会におきまして、同基金の経理処理等について、本来、労金等の資金として処理すべきものを長年にわたり簿外資金として役員が直接管理してきており、その使途は一樣ではないが、例えば政治関連支出や要償却案件の

○牧野たかお君 私は労働組合の存在意義を認めないわけじゃなくて認めておりますが、私は、この労働金庫が業務改善命令を受けた事案というののは、その労働金庫の設立経緯と、今話があったように法人内部の構成にやっぱり原因があると思います。その原因、その特殊性ですけれども、これは何かといえ、やっぱり労働組合と非常に結び付きが強いということが私は特殊性であり、また原因になったと思います。

後で申し上げますけれども、私は、農協とか漁協とか森林組合というのは、言わば民間の労働組合と同じだというふうに私は思っておりますが、その労働組合は政治活動をしていいわけですから、支持政党もあるし、また政治活動もしております。ですから、労働金庫の政治的中立性というのは、その、要は政治活動をしていい労働組合の関与を受けないようにしなければ、影響を受けないようにしなければ、政治的中立性というのはやっぱり本来守られないと思います。

果たして、こういう状況で労金というのが政治的中立を保てると思いますか。外れておるような質問ですけども、これは要は今回の対象団体と

労働組合の組織率が高いということ等々と、もし貸出しの関係が何かおかしいことがあるとすれば、それはやはり法の下で厳正に正すべきは正すということにももちろんなるわけであります、言われているような労働組合からの関係が深いから作つたという規定ではないというふうに私は理解をしております。

うのをやていくと非常に基準が難しいし、労金でさえそういう状況でありますけれども、これは今度厚労省に伺いますけれども、こういう状況で本当に政治的中立性というのは、じゃ保たれていけると言い切れるんでしょうか。

ると言い切れるんでしょうか

○政府参考人(氏兼裕之君) お答え申し上げます。

御指摘のように労働金庫法第五条第三項におき

まして、金庫は、その事業については、政治的に中立でなければならぬ旨の規定が置かれているところでございます。これは、労働金庫が労働金庫法の制定以前から中小企業等協同組合法に基づく信用組合として設立されたという経緯があり、その当時においても、中企法第五条第三項におきまして、「組合は、特定の政党のために利用してはならない。」旨の規定されていたことが一つの大きな背景になっているところでござい

ます。一方、労働組合についてでございますけれども、労働金庫の職員につきましては、当然のことながら労働条件の維持、改善等を図るため、労働組合を組織することは勤労者の団結権として憲法第二十八条で保障されているところでござい

ます。労働金庫におきまして、労働金庫の職員で組織する労働組合がいかなる活動方針を有しているにかかわらず、労働金庫法第五条第三項の規定により事業運営に当たり厳正な政治的中立性を確保することは当然のことでございます。今後とも労働金庫の政治的中立の立場が堅持されるよう指導監督してまいりたいというふうに思

います。○郡司彰君 保っているかどうかという個々のケースについては何とも申し上げる材料を持っておりませんけれども、先ほど監督官庁からありましたように、この法律に基づいて、労働金庫法という法律に基づいての執行をしているわけであり

ますから、その中において抵触をするようなことがあればこれは厳に慎むということは当たり前であり

ますし、場合によっては、法に触れる、そのことによって処罰を受けるということは当たり前のこととして、私どもとして、労働組合

がかわっているからそのようなことがあつてはい

いというようなことは全然、毛頭思つてはおりません。○牧野たかお君 じゃ、厚労省の方ではどう思

うか、お願いします。○政府参考人(氏兼裕之君) お答え申し上げます。労働金庫は、労働組合等を会員とする協同組織金融機関でありますけれども、協同組織においては、会員又は会員の構成員のうちから役員が選任

されるところは、これはこれ通例のこととしてござい

ます。労働金庫法第三十二条七項におきましては、

会員の構成員以外の理事、すなわち員外理事でござ

いますけれども、これにつきまして定数の三分の一を超えてはならないこととされており

まして、員外理事の数が限定されているところでござ

います。こうしたことから、会員たる労働組合出身の理

事の割合も多くなり、理事の中から選出される理事

長につきましても労働組合の出身の方が多くなつて

いるものと承知しておるところでござい

ます。なお、その場合にあつても、労働金庫の理事長

を含め常勤役員として就任されている方につきま

しては、金融業務に専念するということのため、

出身会員の団体においては非常勤のいわゆる名誉職

的な形が取られているものと承知しているところ

でござい

ます。また、員外の常勤役員として、金融業務に練達

した者、事業運営に中立、公正を期し得る信頼で

きる者が役員に選任されてお

りまして、理事長を補佐して事業運営に当たつて

いるということから、金融業務の適正な執行には今のところ支障が

生じていないものというふう

に承知しているところでござい

ます。○政府参考人(松永邦男君) お答え申し上げ

ます。ちよつと私どもの方で、全国十三の労働金庫に

つきまして、インターネットに掲載されてお

りまして、イン

ターネットに掲載されてお

りまして、イン

ターネットに掲載されてお

りまして、イン

必要があるということは当然のことだというふう
に考えてございます。

こうしたことから、労働金庫の事業は労働金庫
法に基づきまして運営されていると考えておりま
すけれども、今後とも、政治的中立かつ健全、適
正な運営が図られるよう監督指導をしてまいりた
いというふうに考えてございます。

○牧野たかお君 こうして私見できますと、明ら
かに私は、労働金庫の例を出しますけれども、政
治的中立という条文が入っている、その方針の労
働金庫と、農協、漁協、森林組合、そういったと
ころと全く違う性格の私は法人だと思ふんです
よ。役員の選び方だって、要は出資に応じてその
労働組合の代表として役員が選ばれるわけです
ね、労働金庫の場合は、ところが、農協、漁協、
森林組合というのは、本当、個々の農家だつた
り、漁業者だつたり、森林従事者だつたり、そう
いった中で総代会をやつて、各地域ごとでまずそ
この地域の代表を選んて、それからまたブロック
で選んでというふうになつていつて、何段階も
行つて選ばれるんですけれども、要は、役員だつ
てみんな個々の個人なんですよね。そういう法人
と、労働金庫のようなそういう法人と、私は全く
性格を異にする法人であり、労働金庫は、さつき
からずっと申し上げているみたいに、そういう支
持政党があつて政治活動している労働組合の代表
が役員をやつていてという特殊性があるから政治
的中立というのは必要かもしれないけれども、
それと今対象としている各団体というのは全く私
は違うと思ひますけれども、発議者の方に伺いま
すが、いかがでしょう。

○郡司彰君 例えば労働金庫と農業協同組合とい
うのは、個人あるいは先ほど言いましたように団
体で構成すると、違いがたぶんあるうかと
いうふうに思つておりました、そのことは私もそ
れほど違和感なく聞いております。

私も問題にしておりますのは、労働組合か
どうかという法人の主たる構成員というようなこ
とももちろんありますけれども、基本的には、協

同組合というもののこれからの在り方を考える上
で、例えば農業協同組合等の今回提案をしている
ところにもこのような規定を設けた方がより新し
いステップに進めるのではないかとこのうふう
に思つていところでございます。

御存じのことだとは思ひますけれども、一九八
〇年の二十七回大会のときに、レイドロ博士と
いうのが報告をなさいました。その中で、例えば
食料問題でありますとか、あるいは人間的な仕事
をつくつていこうとか、あるいはこれまでの協同
組合の再建を考えていこう、そしてもう一つは協
同組合というものが主になつた地域社会というも
のをつくつていきたいと思います。それには、先ほど来
から出ておりますけれども、いろんな分野の例え
ば企業のセクターというものがあつて、あるいは公
的なセクターがある、そのほかに協同組合という
セクターをつくつて、それが力を持つことによつ
て今の世の中をもう少し人間的なものに変えてい
こう、私はそういう意味ではJAというのはすば
らしい可能性を持った、日本農業にとつては欠か
せないものだと思つています。

それで、そのためには、今もう一つ新しい段階
ではかのとこを肩を並べるようなところの話し合
いができて協同組合間協同というものがきちんと
できるようなにするためには、まず第一歩として、
ほかのとこと同じような政治的な中立を求めて
いくと、そのような趣旨でございますので、御理
解をいただきたいと思つております。

○牧野たかお君 あと幾つかあつたんですが、も
う時間がなくなつてきましたので、農水省に今と
同じ質問をしますけれども、要は対象となつてい
る農林省所管の各法人と今私が申し上げた、例に
挙げたきた労働金庫とは全く性格を私は異なつて
いるというふうに思ひますけれども、農林省から
見てどうですか。

○政府参考人(高橋博君) 各協同組合につきまし
ては、加入、脱退の自由など、制度的に共通して
いる部分も多くございまして、他方で、そ
れぞれの根拠法を見てまいりますと、御指摘のと

おり、組合員、役員構成等で異なる点もございま
す。さらに、このような法律上の差にとどまら
ず、それぞれの協同組合の実態について見てまい
りますと、それぞれの協同組合の持つ目的あるい
は社会経済上の位置付けの違いというものが色濃
く反映されているものと考えております。

○牧野たかお君 私は、先ほどから申し上げてい
るのとおりで、全然違う性質の団体だと思ひます
が、

最後にちよつと意見を述べさせていただきます
と思ひますが、要するに、労働組合の話をすれ
ば、私は労働組合というのは労働者の地位向上ま
た経済的な部分の向上のために必要な存在だと
思つております。

それで、考え方とすると、要するに給与所得者
の皆さんにとつて経済的や社会的地位の向上を求
めているのが労働組合であつて、農業者や漁業者
や森林従事者の経済的地位向上を求める団体が農
協であり漁協であり森林組合だと思ふんですよ。
労働組合は私は政治活動を認めるべきだと思ひま
すよ。だから、片方を認めて私は農協や漁協まで
制限するというと、もうお互いにその制限をしな
きゃいけなくなつてくる。そういう国というの
は、いや本当に、私は本当にそれは自由を制限す
る暗黒国家になつてしまふと思ひます。だから、
失礼ながら、提案された今回の一般通称農協法の
改正というのは、私はもう一度提案を考え直して
いただきたいという意見を申し上げます、私の質問
を終わります。

○風間昶君 公明党の風間です。よろしくお願ひ
します。

ずっと意見を聞いておまして、まず役所の方
に確認をさせていただきたいというふうに思ひま
すけれども、組合は特定の政党のために利用して
はならないという、今回その法文上入れることに
なつておりますけれども、入っていない所管官庁
の農水省としては、じゃ特定政党のために利用し
てはいけないということについて今までのよう
な指導というところでしょうか、どうい

ような形で、スタンスで臨んできたのか、まず教
えてください。分かりやすく、難しい言葉は要り
ませんから。

○政府参考人(高橋博君) これまでの農協に対す
る指導でございますけれども、農協は農業生産力
の増進、農業者の経済的地位の向上を図る
ことを目的とする団体で、その目的の達成に資す
るために行う政治活動についてはこれは認められ
るということでございます。ただし、その行使に
当たりましては、公職選挙法あるいは政治資金規
正法に当然従わなければならないということでご
ざいます。

したがいまして、政治活動に對しまして、一般
に關してこれを指導する立場にあるわけではござ
いせんが、法令違反という事態が生じた場合に
は、農協の場合、単位農協を所管するのは都道府
県でございますので、このような都道府県を通じ
まして健全な運営についての必要な指導を行つて
いるところでございます。

○風間昶君 ということは、今まで法案に明記さ
れていないがために何か問題が起こつたとか、あ
るいはそのことによつて弊害が起こつたというこ
とはないというふうな受け止めていいんでし
ょうか。

○政府参考人(高橋博君) お尋ねの政治活動の案
件での御質問でございますけれども、先ほど申し
上げております、単協につきましては基本的には
都道府県が指導監督をしております。

これまで農水省といたしましては、政治活動、
選挙運動の定義、判断、これについて示すとい
うことではございませんけれども、都道府県等との
意見交換などにおいて承知している限りにおきま
して、農協組織がその目的を逸脱して政治活動
を中心として行う団体と化しているというよう
な事例は承知してございません。

○風間昶君 一方、消費生活協同組合法でその消
費生活協同組合を所管している厚生労働省にお
伺ひしますけれども、ここには明確に特定の政党
のために利用してはいけないというふうな明記され

ていますが、そのこととの関連で、この明記されていることにかわりなく、厚労省として、農水省に対してと同じ質問でありますけれども、どのような指導といいますか、監督をされていたのか伺いたいと思います。

○政府参考人(坂本森男君) お答え申し上げます。

厚生労働省といたしました。生協の政治的中立の確保を図る生協法第二条第二項の趣旨を踏まえまして、国政選挙、統一地方選挙に際し、組合を特定の政党のために利用すると考えられる事例についての通知を発出いたしました。その趣旨の徹底を図っております。

また、具体的な政治的中立違反が明らかになった場合にはこれまでも行政庁として指導を行つてきておりまして、さらに、改善がなされない場合には生協法の規定に基づき報告徴収や検査を行い、その結果法令に違反していると認められる場合には措置命令等を講ずることが可能となっております。

○風間健君　そこで、先ほど発議者の方から少し話がありました。通知を出したことに ついての、特定の政党のために利用してはいけないという、そのものじゃありませんけれども、中立性の確保という観点で留意点としていろいろな項目を挙げられておりましたが、どちらにしても、具体的にそういう中で事例としてどんなのがあったのか分かりますか教えていただきたいと、いろいろあると思いますが、教えていただけますか。

○郡司彰君　これまで衆議院、参議院の中でいろいろな議論が行われた中で、衆議院の中でこれに類する議論がなされております。そのところの議事録を読みますと、ポスターがその施設に張られていた、あるいは、ちよつとはつきり、忘れましたが、組合長が理事長名だったというふうに記憶をしておりますけれども、名でどうも農協の名簿を使って選挙運動用のがきが出された等のことが具体的な事例として議事録に残っている議論の内容ではないかと思っております。

○風間起君 それじゃ、済みません、厚労省に。先ほどの基本的なお考えを伺いましたけれども、厚労省においてはその通達を発したことがあつたのか、あるとするならば、具体的な事例があつたから発したんだと思いますが、その事例というのはどんなのがあつたんでしょうか。

○政府参考人(坂本森男君) 厚労省といいたしま
ては、平成八年に地域福祉課長名の通知におきま
して、選挙に際し組合を特定の政党のために利用
していると考えられる具体的な事例といたしまし
て、機関誌「チラシ」その他組合が発行する印刷物
によって特定の政党又は候補者の推薦等を行つた
り、特定の政党又は候補者の選挙運動のために組
合が管理する施設、車両、備品等を提供してはな
らないことなどを示したところでございます。

具体的には、地域生協におきまして、職員のための福利厚生施設を特定の政党の支援活動のために提供した事例や、生協が発行する機関紙に特定の候補者の記事を掲載した事例がございました。いずれの事例につきましても、所管行政庁でございします都道府県において当該福利厚生施設の提供の中止や再発防止の指導が行われたところでございます。

○風間起君 いずれにしても、じゃ農水省所管の農協法には具体的にはない、厚生省所管の生協法にはあるということで、しかし、具体的な法案上に、法案上というか生協法に載っているにもかかわらず具体的事例が起こった。載っていない法でも事実として、議論になったけれども、郡司さんの方からあったということでありますから。

私が言いたいのは、法案上明記されているにもかかわらず問題事例が起こっているという事実。そうすると、協同組合におけるこの政治的な中立性ということについて、法案に明記するとか明記しないとかという問題じゃないかと私は思うんです。

それで、また協同組合からすれば、憲法で保障されている政治活動の権利を奪うような、あるいは阻害する、奪うじゃなくて阻害するような印象

を持たせようということからすると、今回の農協法に特定政党のために利用してはいけないと、組合はいけないというふうな、利用してはならないというふうに入れたんだけれども、単に私は宣言、あるいは訓示的な実効性の担保という観点からその確保は伴わないんじゃないかというふうなふうに思うんですけども、そこについてはどのように理解すればいいですかね。

○**郡司彰君** まさに、今回の法案には罰則規定等が設けられているわけではございません。したがっていまして、訓示規定と言っている中身だろうというふうにしておりまして。私どもは、しかしながら、そのことがある、なしというのは非常に大事なことでないかなというふうに思っております。

ちよつと時間を一、二分いただきたいと思ひますけれども、これは新しく農業協同組合に入つた人たちの教育用の中の本でございますけれども、この中には例えば、自らのように書いてあるかかという、この農政活動はＪＡ中央会の活動の一つとして農業協同組合法に組合に関する事項について行政庁に建議することができる、と規定され、ＪＡ中央会を中心にＪＡグループが一体となつて推し進めていると。この運動についてはもちろん異論もないわけであります。

一方で、この本の中には農政活動の進め方として、JAは組合員の思想信条、政治的意見の違いを超えて組織された農業者の協同組合である、いかなる政党に対しても中立でなければならない。また、JAは経済団体であるから、その農政活動

は事業や経営を阻害することのないよう留意をしなければならぬというような形で記載がされておりました、まさにJ Aの事業と活動、その事業を行うに際しての基本的な理念としてJ A自らが記載をしているところでありまして、私どもはこれを法律に明文化することによりまして、より良いJ Aとしてあるいは構成員としてのモラルがつくられていくんではないかと思っております。

○風間昶君 一見それは非常に納得してしまいそ

うなことになりますけれども。

もう一つちょっと伺いたいのは、提案理由説明の中に、消費者生活協同組合法はきちつと法律で明記されている。だから、そういう例がありますからということで、受け止める側は横並びかと、横並びで示すのかという話というか、受け止めるするわけでありませうけれども、個別法はそれぞれ、背景また成り立ちがそれぞれのものを持ってい

でき上がっているのはもう御承知のとおりだと思っています。そういう意味では、協同組合の在り方を示すという在り方論になりますが、示すという意味では、協同組合通則法みたいな、あるいはもつとグローバルに言うと、さつき牧野さんの質問の最後に郡司さんがおっしゃったように、より良いたるに国際社会に通用するような言わば基

本法的な協同組合法　現在の個別法はあったとしても、それを止揚していく、アウフヘーベンしていくというためのワンステップだと先ほどおっしゃいましたけれども、そういうことであるならば、それはそれで一見理解するんですが、個別法はそれぞれのあれがあつて、事情が違うからこそ個別法であるから、元々横並びでは私はないんだと思うんです。

そこで、これも私のこじつけ的な受け止めかもしれないが、生協法にあるからこつちも入れると
いうふうには私はとらえているんだけど、それ
ちよつと納得いかないんだよ。もうちよつと納得
いくように説明してほしいです。

○郡司彰君 風間委員のおっしゃっていること、私も非常に感覚的には共有ができるかと思っております。

実は、協同組合としての先ほど言いましたようなレイドロ―博士というものが提案をした中身、それを実践していくためには、もう一つ先ほど申し上げなかったことがあります。それは、これまで協同組合というのは信頼の危機を乗り越えてきた、経済の危機を乗り越えてきた、これから乗り越えなければいけないのは思想の危機だということに言われておりまして、だからして、私ども

は、やはり先ほどのモラルというのはおろそかにしてはいけないんだというふうに思っております。協同組合というものが力を持って、そのことによって新しい仕事を創造したり、食料、農業というものをグローバルな感覚の中できちんととらえていこうということは、これからの社会にとつて大変重要なことであります。

したがって、できますれば、本来は、各省市庁ごとの個別の所管をすることの協同組合の法律ではなくて、例えば協同組合基本法のような形で、この国がもっと大きく協同組合というものを生かす社会にするんだということが私どもとしては考えなければいけないだろうというふうに思っております。できますれば、その一助として、その前段として、取りあえずは共同の話し合いができること、政治的中立ということを入れて、その上に立つて、さらに、先ほどのような日本型の協同組合を生かした社会づくりというものをやっていきたいというふうに思っております。

○風間昶君 それは、その政治的中立を入れることが要するに基本法につながるような言い方に聞こえるけれども、そうではないと思うんです、本意は、そうじゃなくて、要はそのこと一つ取ってみても、ICAの基本原則で、社会的な差別、あるいは性差、あるいは宗教的な差別、これを侵してはならないというふうにきちっと決めていくにもかかわらず、その一つの部分の政治的中立だけばこつと盗み出してきて、そこだけ変えろというこの法案は、全くそういう意味では私は欠陥だというふうに思うんです。どうせやるんだしたら、ちゃんと男女の問題とか、あるいは宗教的な差別とか、そういうことについて深まった議論をした上でこれ出してきたんですか。

○郡司彰君 二つのことについてお話をさせていただきます。

まず、政治的な中立だけではないのではないかといいことでございまして、まさにそのことについて私どももこれまで議論をしてまいりました。協同組合は、性別により、あるいは社会的、

人種的、政治的、宗教的な差別を行わないとされておりまして、協同組合については政治的な差別はもちろん、その他の理由による差別については認められないとしていることは十分に承知しております。ただ、これらの差別的取扱いについては、憲法十四条を始めとして労働法制あるいは男女共同参画社会基本法などの個別法でそれぞれ補完をされてきている部分がございます、分野がございまして。

一方、今回の改正案は、その組織の機関による特定の政党や候補者支援の決定、施設への特定の政党や候補者のポスターの掲示といった事例を現実的に見ているというところから、政治的中立の原則を明確にしなければならないという問題意識に立つて提案をしたというのが一つでございまして、グローバル的には、先ほど申し上げました。もう一つは、実は、私たちの国のこの農業、食料に関する協同組合が持つてきた、背負つてきたものは、先ほどちょっと岩永委員のときに言いましたけれども、戦前からの組織の形態というのがあります。そして、十六年の農協法改正のときに、私がちよつと先ほど申し上げましたけれども、国が農協系統に対して自主的にやりなさい、自立をしないというふうな形の法案というものをわざとざるを得なかった。逆に言うと、ほかの国では余りなかったような行政の下請というものを系統組織そのものが担つてきたというふうな歴史があります。

そのところは、私どもは、本来はきちんと差別をする。だから、政治的な中立というのは、実は政党ということもありますけれども、行政からの独立、自立というものが実は含まれております。そして、そのことは、委員もよく御存じだと思いますけれども、政府の強硬な抱擁はしばしば死の接吻に終わるというような言葉がございまして、けれども、それをこれまでやますると看過してきた嫌いがあるのではないか。この機会をつくつて行政からの自立というものをきちんと図つていくということが、例えばこの間、六回ほど全農に

対しても勧告というものが出されましたけれども、そういうものを変えていくための一つの転機になつていただければと思つているところであります。

○風間昶君 それは一面的には非常に理解できるわけでありまして、だからJAは新しい会員のためのあれも出したし、四年前でしたか、綱領を作つて、そして協同組合運動の基本的定義、価値、原則、これはICA声明の第一原則ですけれども、それに基づいて行動しますという新たな綱領を決議して今動いているわけですね。だから、それに比べると、今回のたかだか政治的中立性だけの文をちまつと入れ込んだようなものは、私は、むしろもっとJAは進んでいる、進んでいるというふうに感覚的にはとらえるし、そういう意味ではこの法案は不備だというふうに思えてならないんです。

そういう意味では、先ほど郡司さんがおっしゃつたように、政治的な側面だけの恣意的な問題だけじゃなくて、社会的差別あるいは男女の差別、こういうものをきちつとクリアしていけるような、もつと基本法的な方向に向かわざるを得ないのではなかつたかというふうに思います。そうしないと、日本の、世界の中でも巨大メガバンクの一つに言われているぐらいのJAというのは非常に危ういものになるというふうには、私はそういう危機認識ですから、その方向に持つていくような議論にしていかなければならないのではないかとこのように思っています。ただし、この法案については非常に不備、反対。

○郡司彰君 重ねての発言内容については控えたというふうな思っておりますが、綱領も、確かに議論をしていただいた内容ですばらしい綱領になつていくかというふうな思っております。惜しむらくは、いろいろところで、都市部で特にですけれども、それ以外の生活協同組合の方々と話をする、もう少しJAの人たちと付き合いをしようというふうな話も聞かれます。そのことについて、いろんな話がありますけれども、直

接的ではないにしろ、田舎の人たちと都会の人たちが結ぶよすがとしては、やはりいろんなところのものをそろえていく、皆さんとそれぞれ違和感がないようなものを作つていくということも必要ではないかと思つて、今おっしゃいましたような基本法というものを考えなければいけないというふうな思っております。

御示唆をいただきましたけれども、今回提案した内容についても格段の御配慮をいただければというふうな思っております。

○風間昶君 いや、駄目だね、やつぱりね。要するに不備が多いんだわ。それは個人的な言葉でありますけれども。

例えば、先ほどから議論になっております協同組合の行う政治活動と政治連盟が行う選挙活動と線引きするのは非常に難しいわけですよ。だから、そういうことについての現実的な議論があつたのかなと。むしろ、ただ単にポスター張つていんだとか、いやいや、あいさつ行つてもけんもほろろだつたとかいうようなことばっかりがもつと醸し出されてきて、現実には、だくだく三重県行けば高橋さんのポスターと山田さんのポスター、ダブルで張つてあつたりするわけですから。

そのことを考えて、私はもう少しきちつと、単なる政治的中立性だけに特化した形で、何か被害者意識で出しているのかなと思わざるを得ないような法案ではなくて、もうちよつと、だから第一歩でなくて、第三步も第四步も行くような具体的な基本法を、きちつとお互いの政党レベルでもあるいは一緒になつてでもいいからやつていくべきだと私は思います。

○郡司彰君 もう繰り返したいしませんが、できますれば、協同組合の基本法を風間先生の党とも相談をして一緒に提案をできるように努力をしたいなとは思つております。

○風間昶君 終わります。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。最初に、発議者である民主党の方にお聞きした

我が党としては、この農協などの協同組合については、そもそもやはり組合員の自発的な意思と相互扶助を原則とするものであって、ですから特定政党のために利用してはならないというのはこれ当然のことだというふうに思っています。

ところが、にもかかわらず、実際に組織ぐるみで、いろいろお話がありましたけれども、選挙をやったり、線引きできずに一体化してやるといふ状況もある、あるいは、構成員の政治信条や政治活動の自由を侵害する事態というのがあると。これを正すというのはいくらも必要ないことだといふふうに思われます。そういう意味では、先ほども訓示的という話がありましたけれども、そういう規定として別にあることに對して、盛り込むことに對して反對する必要はないなというふうに思っております。

同時に、これも議論になりましたので改めて確認ということになりますけれども、この政治的中立規定が現場で逆に構成員の個々人の思想や信条や良心の自由を抑制したり侵害するような口実に使われないかといったような懸念の指摘もあるわけですね。

そこで、この規定によって構成員個々人の政治信条や政治活動の自由を侵すことはないですねといふことをまず確認しておきたいと思えます。

○郡司彰君 これまでのやり取りの中にも若干類似の話がございましたけれども、より踏み込んだ中身の御質問かというふうに思っております。

今回の改正案は、農協等の構成員が個人として行う政治活動を制限するものではないことから、御質問のような懸念は生じないものと考えております。むしろ今回の改正案は、農協等の協同組合において政治的信条による差別が行われてはならないという考えの下で、農協等の構成員が政治的見解の相違を理由に相互に排斥し合うという事態を防止することをねらいとしているという点で、その構成員の政治的信条の自由がより尊重された協同組合の運営に資するものであると考えているところであります。

○紙智子君 はい、分かりました。

それでは続いて、まあちよつとこれとは少し離れるんですけども、石破大臣にお聞きしたいと思うんですが、農協が本来の役割を果たしていく上で農協の経営問題というのは非常に大きな問題だというふうに思います。それで、現在やはり避けて通れない問題、金融の問題として農林中金の問題についてお聞きしたいと思えます。

昨年の秋から、世界的な金融危機で農林中金は一兆九千億円を超える有価証券の評価損を発生させました。それで、国内の金融機関では最大の損失を発生させたということなわけです。その原因がどこにあったのか、そして農水省としてもなぜこれ未然に防げなかったのかということについてお聞きをしたいと思えます。

○政府参考人(高橋博君) 御指摘の農林中金の有価証券損益でございますけれども、農林中金の発表によりますと、平成二十年九月末におけます有価証券等残高、三千九兆六千三百五十三億円でございます。評価損が一兆五千七百三十七億円となっておりますのでございます。

このような評価損の発生原因でございますけれども、委員御指摘のとおり、世界的なサブプライム問題の顕在化以降の金融市場の混乱によりまして、証券化商品等の有価証券の一部に過去に例のない価格下落が発生しております。農林中金におきましては、他の金融機関と同様に影響を受けているものと認識しているところでございます。

農林水産省といたしましては、農林中金が適切にリスク管理に取り組むことが重要との考え方の下に、これまでも金融庁と連携をしつつ、ヒアリング等を実施してきているところでございまして、今後もこのような取組を通じて、農林中金のリスク管理の状況、金融市場の動向等に十分注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○紙智子君 農林中金の四十六兆円に上る資金の運用について、八割、その約八割が有価証券投資と、約七割が国際部門の有価証券投資になってい

て、ドル建ての運用が五割に上るということですが、アメリカへの有価証券投資にのめり込んでいたということは明らかですね。

それで、現に、サブプライムローンで経営不振に陥ったアメリカの住宅金融二社、この債権保有額が三兆五千億円に上るということですね。国内の金融機関からは、農林中金については和製ヘッジファンドというふうにも呼ばれていたということが報道されているわけです。

さらに、驚いたことに、報道によりますと、海外では、農林中金が昨年の十月、値下がりしていたサブプライムモーゲージを裏付けとした資産担保証券、ABSや、債務合成証券、CDO、これを約二百六十億ドル、日本円にしますと二兆六千億ということですけども、買い増しに動いたということが話題になったわけですね。当時の農林中金の債券投資部長は、イギリスの新聞に対して取材に答えて、最近の値下がりでは証券化商品の市場が魅力的になったと。この機会にどれだけ証券化商品を中心としたアセットを積み増せるかが農中の戦略投資のかぎになると答えたというふうにな

っているわけですね。もし、これが真実だとしますと、世界的な金融危機のさなかにハイリスクな投資にのめり込んで更に損失を拡大したということになるわけなんです。

これが事実なのかどうかということ、もしこれ事実だったら、こういうようなヘッジファンドとも言われるような資産運用の在り方そのものが問題じゃないのかというふうに思いますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(高橋博君) 農林中央金庫等個別金融機関の経営内容にかかわることにつきましてはコメントは差し控えていただきたいと思います。ですが、委員御指摘の点につきまして、農林中金の公表した資料によりますと、証券化商品の残高でございまして、平成十九年九月末で四兆八千億円、二十年の三月末で六兆円、二十年の九月末で六兆八千億円、二十年十二月末で六兆円とい

うことになっております。

御指摘の月刊誌、報道等の記事でございますが、農林中金が、これは二十年ではなくて十九年だと思えますけれども、十九年十月に資産担保証券あるいは債務担保証券を二兆六千億円買い増したというような月刊誌の報道記事があるということとは承知しておりますけれども、このような数字について、今申し上げましたような残高の発表との関係におきまして、どのような数字を根拠としているかは私どもとしては承知している立場ではございません。

いずれにいたしましても、農林中金の投資判断でございますが、農林中金自らの経営戦略、経営判断の下で行われているものでございまして、農林水産省としてコメントする立場ではございませんが、農林中金が適切にリスク管理を取り組むことが重要との考え方の下、これまで金融庁と連携しつつ、ヒアリング等を実施してきたところであります。今後とも、このような取組を通じまして、農林中金のリスク管理の状況、金融市場の動向等について十分注視してまいりたいというふうに考えております。

○紙智子君 大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) これは、個々の経営判断によって行われるものでございます。ただ、私どもとしても、今局長から答弁申し上げましたように、その状況は注視してまいりたいと思っております。

今、御指摘のような、もし仮に真実であればというお話でございますが、私どもとして、それが真実であるというのを申し上げる立場にはございません。

○紙智子君 国内のほかの金融機関では全くそういうふうになっていなかった中で、農林中金についてはそういう事態だということが言われているわけで、やはりもちろん個々のということ、農林中金さんの判断だとおっしゃるかもしれませんが、農水省はやっぱり監督する責任があるわけですから、そういう点では、リアルな分析、事態を把握し分析するということが必要ではない

かというふう思うわけですね。

それで、一兆九千億円の有価証券の評価損のために、農林中金は全国の農協や信連から一兆九千億円の資金を集めると、増資をするということを発表しました。それで、このことが全国の農協や信連にも深刻な影響を与えているわけですね。

農林中金は今、経営再建中だということで、全国の信連から二百五十億円もの資本注入を受けている千葉県の信連に二百三十九億円もの資金要請をしているわけです。それから、静岡や広島、大阪、岐阜などの信連は三百億円以上の有価証券の評価損を出している、経営的にもこれ影響を与えることは必至だということです。それから、茨城県、信連では、農中へのこの資金提供のために四年間に百五十億円もの資金を県内の農協から借り入れるというようにしているわけですね。

だから、こういう中で、農協の中で貸しはがしや貸し流りということがあつてはならないわけですね。けれども、この農協の経営や信連の経営に与える影響、これをやっぱりどういうふうに考えているのか、そして貸しはがしとか貸し流りをやっぱり起こらないようにどう防ぐのかということについて、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 先月末日までに、後配出資及び永久劣後ローンによりまして約一兆九千億円、この増資を実施したと、このように承知をいたしております。この場合に、それぞれの信連あるいは農協などの経営に与える影響について十分考慮するとともに、それぞれの信連、農協等の増資額につきましては、個別協議の上、信連の貸出余力等を含めた個々の経営の実情に応じた額を決定したと聞いておるところでございます。

農林中金への資本拠出の方法についてでありまして、信連等が農林中金に既に預けておりますそのような預金を出資に振り替えると、こういう形で行われております。また、農協系統の貯貸率、普通でいえば預貸率ということになるんでしょうか、これ、ほかの銀行等の預貸率が五割以上となつておりますが、これは御案内のとおり二割か

ら三割程度と低いわけでありまして、貸し出す資金に困るという状況にはなつておられない。

そのようなことを考え合わせますと、農協系統金融機関が農林中金の増資に応じたからといって、農家の皆様方に対して貸し出す資金が減少し、貸し流りに直結するといふ事態にはならないものというふうには考えておるところでございます。信連等に対しては、当省として、利用者の方々から貸し流り、貸しはがし、そのような苦情が来っていないか、あるいは会員でありますJAに対しては、貸し流り、貸しはがし等の情報が入っていないか、そのようなことについてきめ細かに確認をしておるところであります。

今後とも、農林漁業及び中小零細企業の方々に対します円滑な金融が行われるように私どもとして取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○紙智子君 今詳細に把握して、そういうことが起こらないようにということもお話しされたんですが、実際に聞こえてきている話があつて、毎月きちつと返済しているのに、農協の方がやっぱり厳しい状況の中で、すぐに全額を返してほしいというふうに言われたということもあるわけですね。ですから、ちよつとそこところはしっかりと監督指導していただきたいというふうに思います。

それから、前回の農協法の改正で、農林中金に全国の農協や信連の資金の運用を集中させるという方向を打ち出しました。それだけに、こうした海外での投資ファンド的な資金運用の在り方を改めるといふことはこれ言うまでもないことだと思いますけれども、今、農水省としても日本農業の再建が焦眉の課題だということでも非常に力を入れようというふうに言っているわけで、本来そこにこそ農林中金の資金も注ぎ込むべきだと思つております。

現在、農林中金の資金の貸出比率ということがいいますとわずか二割で、そのうち系統団体の貸出というのはわずか五・八%だと。こういう在

り方というの、これだけやっぱり日本農業をもつと再生させていこうとしているときに、こういうふうな在り方でいいのだろうかというように思つておられる、これやっぱり在り方そのものも考えるべきではないのかというふうに思つておられる、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) そもそも論で恐縮ですが、農林中央金庫法第一条、これには、「農林中央金庫は、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関としてこれらの協同組織のために金融の円滑を図ることにより、農林水産業の発展に寄与する。」、このように明確に定められておるわけでありまして。

この目的を果たしますために、農林中金は、十九年度末で農協が農家組合員等から受け入れた約八十二兆円の貯金のうち、農協、信連の農家組合員等への貸出金等を除いた余裕資金であります約三十六兆円、これを受け入れて、これを効率的に運用することによりその収益を農協、信連に還元し、農協系統金融機関の経営基盤を強化すると、このような役割を担つておるわけでございます。

このように、農業融資につきましては原則として農協、大規模な農業者に対しては信連がそれぞれ行つておるところであります。農林中金自らは更に大規模な農業者や食品企業などに融資を行うとともに、農協、信連の余裕資金を効率的に運用し、収益還元をします、このようになっておるところでございます。

私どもとしては、農林中金を始めとする農協系統金融機関が、農林漁業者の経営の安定、農林漁業の発展、これに寄与しているかどうか、一条の趣旨にのつとて本当にそういうようなことが行われているかどうか、このことにつきましては、当然のことではありますが、強い関心を持つて見てまいりたいと、それが私どもの責務であると考えておる次第でございます。

○紙智子君 ですから、やっぱり当然農業の発展のためにということなんですけれども、一方であれば、やっぱり今回のような海外での投資ファンドのような、そういう資金運用の在り方というものを見直していかないといいないんじゃないかというのを申し上げたいわけですね。

それで、今、米政府によつて巨額支援を受けていますAIG、アメリカ保険大手ですね、アリコの親会社ということでもあるわけなんですけど、AIGの役員に対する巨額ボーナス問題が世界的にも非常に怒りを呼んでいるわけです。それで、これは巨額の政府支援を受けて破綻を免れながら役員に、幹部役員に対して億単位の高額のボーナスを払つたというので、オバマ大統領もそれこそ怒りの声を、非難をしているわけなんですけれども。

一方、日本において、農林中金の今までの理事長を務めてこられた上野さんの退職金が何億という単位だという話も聞いているわけなんですけれども、全国の農協や信連にこうやって影響を与えている中で一体これはどうなのかというふうに思つておられる、この点について、大臣、いかがですか。

○国務大臣(石破茂君) これは、退職金をどうするかというのは農林中金自らが決定することでありまして。農林中金の中でその意思が決定されるわけでございますが、当省としてそれにお答えする立場にはございません。

オバマ大統領あるいはアメリカの金融機関の件、それは私も当然承知をしておるわけでございますが、それとこの問題、本当にパラレルに論じられるものであろうかと思つておりますが、いずれにしても、農林中金の中でそれぞれの方々がそれぞれの意思決定というものをなされている。それはもう機関によつてなされておることだということに承知をしております。

○紙智子君 それぞれの機関で決めているということなんですけど、実際末端の部分では、今ちよつと三ヶ月で総会などの時期です。やっぱり専らその中で出ているのは、どうしてこうなつた

のか、その責任とか原因も十分説明されないまま事だけ進行していつて、我がところの信連からは幾ら出さんだ、農協からは幾らだということが決められていくというのはどうも納得できないと、納得できないまま事が進んでいくということ、そういう声が上がっているわけです。

それで、そのことを指摘しておきたいのと、もう一つの問題として申し上げたいのが農林中金への天下りポストの問題です。

農林中金の理事長の年収というのは大体四千八十万円というふうに言われていますけれども、退職金は億単位というふうに言われているわけです。このポストが長年、農林水産省の事務次官の天下りポスト化してきたということですね。今回は上野理事長の後任ということで生え抜きの河野氏に替わりますけれども、そうすると今度は、理事長のポストはあるわけけれども、じゃ副理事長を天下りポストにしようというような動きがあるやに伝えられているわけです。大臣、このことについてどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) それは、副理事長の選任手続というのは、農林中金の中で役員推薦委員会というのがございまして、その推薦等を経て経営管理委員会で決定されるということは委員も御高承のとおりでございます。

というように、農林中金の副理事長のポストというのは法令に基づく農林中金内部での手続を経て選任されるということでございまして、御指摘のように、これはもう必ず農水省の天下りポストですやというふうなことはなっておりますし、実際に冒頭から申し上げておりますように、それは経営というものをやっていくわけでございます。経営の手腕のない者を充てればそれはもう経営自体がおかしくなるわけでございます、どういふ人間が一番ふさわしいかということは、農林中金の内部でまさしく経営ということを主眼として決定されるというふうに考えております。したがって、天下りポストにこう用意をされておるとか、そういうような話合いができてお

るとか、そういうようなことは私自身あり得ないことだと、あるべきでもないと思っております。○委員長(平野達男君) 紙君、時間ですからまとめてください。

○紙智子君 はい。

いずれにしても、農林中金というのはやっぱりその目標に照らして本当にふさわしい形で運用されなきゃいけませんし、そういう意味では国民の不信を買うようなことというのはあつてはならないわけで、そういう意味では農林水産省としてのしっかりとした監督を行っていた、だいたいということ、最後に申し上げまして、質問を終わります。

○委員長(平野達男君) 他に御発言もないようです。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○山田俊男君 自由民主党の山田俊男であります。私は、自由民主党及び公明党を代表いたしまして、民主党提出の農業協同組合法等の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

まず、本法律案の内容に關しまして反対の理由を申し上げます。第一に、本法律案に示された協同組合組織は、構成する組合員の経済的社会的地位の向上を図ることを目的とする団体であり、このような目的を達成するために政治活動については、他の個人や法人と同様に憲法上認められた当然の権利であります。

他の法律に類似の規定があるからといって横並びを主張するのは、自らの提案の論拠のなさを証明しているだけであり、ましてや、法的に農家そのものとみなされる農業経営体である農事組合法人まで含めるのは、この提案が全く法的な検討もなされないまま出された欠陥法律案であることを証明しています。この点は我が党の岩永委員が当委員会に質疑したとおりであります。

第二に、協同組合組織の国際機関である国際協同組合同盟は、一九六六年の大会において、これまで定めていた協同組合原則における政治的中立の規定を除外しているものであります。

これは、協同組合組織や構成員たる組合員がその目的の達成のために政治的活動を行うことは避けられないし、権利でもあるとしたためであります。本法律案の政治的中立の主張は、世界的な論議の経緯を全く踏まえないものであります。

もちろん、政治的活動のうちの選挙活動等については他の法人と同様、公職選挙法や政治資金規正法に抵触してはならないことはもちろんであります。先般の衆議院財務金融委員会における附帯決議に盛り込まれている貸出し等の金融業務の実施に際して、政治的意見により差別を行ってはならないという政治的中立の確保は当然のことであります。

第三に、本法律案の提出を受けて全国農業協同組合中央会、全国漁業協同組合連合会及び全国森林組合連合会がこぞって抗議声明を發出しているところであります。

厳しい経営環境の中で日夜努力を続けている農林漁業者は、生産現場の切実かつ正当な要望を実現するために行っている主体的な活動を、民主党が選挙対策と絡めて政争の具としていることに怒りの声を上げております。

このように、本法律案は、憲法が保障する政治的信条の自由に抵触するものであり、かつ世界の協同組合の潮流からも外れたものであり、協同組合組織の活動に圧力を加えるとともに、農林漁業者の不安をおおる危険性が懸念されます。

しかも、次期衆議院選挙を控えて、本法律案を政治利用する意図があるとしたならば、党派の利害に基づくものであり、議案提出権の濫用と言わざるを得ません。

我が国の農林水産業を取り巻く環境の厳しさについては、ここにおいてになる各党、各委員が共有する認識であり、危機感であります。今こそ我々は共同して全国の農林漁業者や彼ら

が組織した協同組合組織の切実な要求に耳を傾け、その実現に邁進しなければならぬのであります。その切実な要求の実現活動をつぶすようなことをしていいのでありましようか。

民主党による本法律案の提出は、農林漁業者の切実な要求を受け止めなければならない政党としての政治的使命を自ら制約するものであると言わざるを得ないのであります。提出者の見識を疑わざるを得ません。

以上を申し上げて、私の反対討論といたします。

○委員長(平野達男君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。農業協同組合法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平野達男君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平野達男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平野達男君) 次に、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。石破農林水産大臣。

○国務大臣(石破茂君) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

本法は、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、金融及び税制上の支援措置を講ずることにより、特定農産加工業者の経営の改

善を促進するため、平成元年に、その有効期間を限った臨時措置法として制定されたものであります。

これまで、本法の活用により、特定農産加工業者の経営改善に一定の成果を上げてきたところでありますが、農産加工品の輸入量の増加や国内消費に占める輸入品のシェアの拡大が続いていること、WTO農業交渉等国际交渉が継続していること等を踏まえると、引き続き特定農産加工業者の経営改善に取り組んでいく必要があります。

このため、本法の有効期間を更に五年延長することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○委員長(平野達男君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十八分散会

四月一日本委員会に左の案件が付託された。

一、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この法律の施行の日から起算して二十年を経過した日に」を「平成二十六年六月三十日限り」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(地方税法の一部改正)

第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第五項中「平成二十一年六月三十日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「平成二十一年分」を「平成二十三年分」に改める。

平成二十一年四月十日印刷

平成二十一年四月十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A